

赤磐市国民健康保険
第3期 データヘルス計画
第4期 特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

令和6年3月
岡山県赤磐市

目次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 標準化の推進.....	2
4 計画期間.....	2
5 実施体制・関係者連携.....	3
第2章 現状の整理.....	4
1 赤磐市の特性.....	4
(1) 人口動態.....	4
(2) 平均余命・平均自立期間.....	5
(3) 産業構成.....	6
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）.....	6
(5) 被保険者構成.....	6
2 前期計画等に係る考察.....	7
(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察.....	7
(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察.....	8
3 保険者努力支援制度.....	15
(1) 保険者努力支援制度の得点状況.....	15
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出.....	16
1 死亡の状況.....	17
(1) 死因別の死亡者数・割合.....	17
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）.....	18
2 介護の状況.....	20
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合.....	20
(2) 介護給付費.....	20
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況.....	21
3 医療の状況.....	22
(1) 医療費の3要素.....	22
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率.....	24
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率.....	28
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率.....	31
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況.....	33
(6) 高額なレセプトの状況.....	34
(7) 長期入院レセプトの状況.....	35
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況.....	36
(1) 特定健診受診率.....	36
(2) 有所見者の状況.....	38
(3) メタボリックシンドロームの状況.....	40
(4) 特定保健指導実施率.....	43
(5) 受診勧奨対象者の状況.....	44
(6) 質問票の状況.....	48
5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況.....	50

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成	50
(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況	50
(3) 保険種別の医療費の状況	51
(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率	52
(5) 後期高齢者の健診受診状況	52
(6) 後期高齢者における質問票の回答状況	53
6 その他の状況	54
(1) 重複服薬の状況	54
(2) 多剤服薬の状況	54
(3) 後発医薬品の使用状況	55
(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率	55
(5) 岡山県の共通評価指標	56
7 健康課題の整理	58
(1) 健康課題の全体像の整理	58
(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題	60
(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題	60
第4章 データヘルス計画の目的・目標	62
第5章 保健事業の内容	63
1 保健事業の整理	63
(1) 重症化予防（がん以外）	63
(2) 生活習慣病発症予防・保健指導	67
(3) 早期発見・特定健診	69
(4) 社会環境・体制整備	71
(5) その他保健事業	74
第6章 計画の評価・見直し	75
1 評価の時期	75
(1) 個別事業計画の評価・見直し	75
(2) データヘルス計画の評価・見直し	75
2 評価方法・体制	75
第7章 計画の公表・周知	75
第8章 個人情報の取扱い	75
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	76
第10章 第4期 特定健康診査等実施計画	77
1 計画の背景・趣旨	77
(1) 計画策定の背景・趣旨	77
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向	78
(3) 計画期間	78
2 第3期計画における目標達成状況	79
(1) 全国の状況	79
(2) 国の示す目標	80
(3) 赤磐市の目標	81

3 特定健診・特定保健指導の実施方法	82
(1) 特定健診	82
(2) 特定保健指導	84
4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組	85
(1) 特定健診	85
(2) 特定保健指導	85
5 その他	86
(1) 計画の公表・周知	86
(2) 個人情報の保護	86
(3) 実施計画の評価・見直し	86
参考資料 用語集	87

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示された。これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、保険者は、「健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行う」ものとされた。

その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。」と示された。

こうした背景を踏まえ、赤磐市では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととする。

2 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するもの」とデータヘルス計画策定の手引きにおいて定義されている。（以下、特定健康診査を「特定健診」という。）

また、同手引きにおいて、「計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画（以下「後期高齢者データヘルス計画」という。）、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画と調和のとれたものとする」ことが求められている。

赤磐市においても、下記の他の計画との整合を図り、各計画における関連事項及び関連目標を踏まえ、データヘルス計画において推進、強化する取組等について検討していく。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
赤磐市 国保	第2期データヘルス計画						第3期データヘルス計画					
	第3期特定健康診査等実施計画						第4期特定健康診査等実施計画					
赤磐市	第2次 健康増進計画									第3次 健康増進計画		
	第7期 介護保険事業計画			第8期 介護保険事業計画			第9期 介護保険事業計画			第10期 介護保険事業計画		
県	県健康増進計画（第2次）						県健康増進計画（第3次）					
	県医療費適正化計画（第3期）						県医療費適正化計画（第4期）					
	県国民健康保険運営方針			第2期 県国民健康保険運営方針			第3期 県国民健康保険運営方針			第4期 県国民健康保険運営方針		
後期	第2期データヘルス計画						第3期データヘルス計画					

3 標準化の推進

データヘルス計画が都道府県レベルで標準化されることにより、共通の評価指標による域内保険者の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担が軽減されることが期待されている。赤磐市では、岡山県等の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用することとする。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

赤磐市では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国保部局が中心となって、関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映させる。また、後期高齢者医療部局や介護保険部局、生活保護部局（福祉事務所等）と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。

計画の策定等に当たっては、共同保険者である岡山県のほか、国保連や赤磐医師会、地域の医療従事者、愛育委員・栄養委員をはじめとする有識者、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関や大学等の社会資源等と連携、協力する。

本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高める上では、被保険者自身が主体的かつ積極的に健康増進に取り組むことが重要である。このため、パブリックコメントをとおして被保険者の意見を本計画に反映させる。

第2章 現状の整理

1 赤磐市の特性

(1) 人口動態

赤磐市の人口をみると（図表2-1-1-1）、令和4年度の人口は43,244人で、令和1年度（44,057人）以降813人減少している。

令和4年度の65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は33.9%で、令和1年度の割合（33.1%）と比較して、0.8ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は高い。

図表2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	16,029	36.4%	15,769	36.0%	15,499	35.6%	15,159	35.1%
40-64歳	13,464	30.6%	13,416	30.6%	13,402	30.8%	13,432	31.1%
65-74歳	7,309	16.6%	7,282	16.6%	7,055	16.2%	6,741	15.6%
75歳以上	7,255	16.5%	7,385	16.8%	7,603	17.5%	7,912	18.3%
合計	44,057	-	43,852	-	43,559	-	43,244	-
赤磐市_高齢化率	33.1%		33.4%		33.7%		33.9%	
国_高齢化率	27.9%		28.2%		28.5%		28.6%	
県_高齢化率	29.7%		30.0%		30.3%		30.5%	

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

※赤磐市に係る数値は、各年度の3月末時点の人口を使用し、国及び県に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の1月1日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

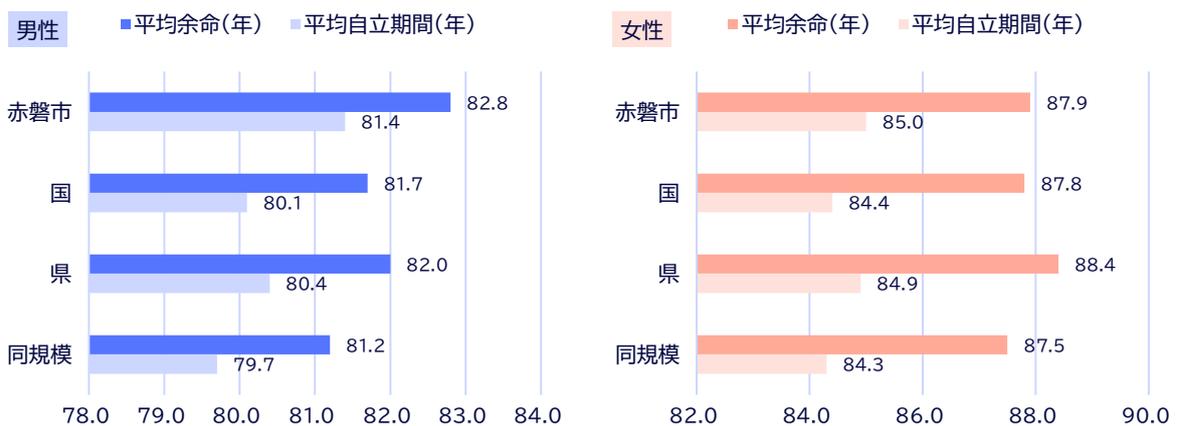
男女別に平均余命（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は82.8年で、国・県より長い。国と比較すると、+1.1年である。女性の平均余命は87.9年で、県より短い、国より長い。国と比較すると、+0.1年である。

男女別に平均自立期間（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は81.4年で、国・県より長い。国と比較すると、+1.3年である。女性の平均自立期間は85.0年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.6年である。

令和4年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表2-1-2-2）をみると、男性ではその差は1.4年で、令和1年度以降ほぼ一定で推移している。女性ではその差は2.9年で、令和1年度以降ほぼ一定で推移している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では0歳での平均余命を示している
 ※平均自立期間：0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間

図表2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
赤磐市	82.8	81.4	1.4	87.9	85.0	2.9
国	81.7	80.1	1.6	87.8	84.4	3.4
県	82.0	80.4	1.6	88.4	84.9	3.5
同規模	81.2	79.7	1.5	87.5	84.3	3.2

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す

図表2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
令和1年度	81.3	80.0	1.3	87.6	84.7	2.9
令和2年度	81.3	80.0	1.3	87.0	84.2	2.8
令和3年度	81.9	80.6	1.3	87.3	84.4	2.9
令和4年度	82.8	81.4	1.4	87.9	85.0	2.9

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表2-1-3-1）をみると、国と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高く、県と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高い。

図表2-1-3-1：産業構成

	赤磐市	国	県	同規模
一次産業	9.7%	4.0%	4.8%	10.7%
二次産業	29.1%	25.0%	27.4%	27.3%
三次産業	61.2%	71.0%	67.8%	62.0%

【出典】KDB帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDBシステムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表2-1-4-1）をみると、国と比較して病院数、病床数、医師数が少なく、県と比較していずれも少ない。

図表2-1-4-1：医療サービスの状況

（千人当たり）	赤磐市	国	県	同規模
病院数	0.1	0.3	0.5	0.4
診療所数	4.1	4.0	4.6	3.4
病床数	27.7	59.4	77.1	65.8
医師数	5.7	13.4	17.7	9.4

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDBシステムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は8,554人で、令和1年度の人数（9,388人）と比較して834人減少している。国保加入率は19.8%で、国・県より高い。

65歳以上の被保険者の割合は53.9%で、令和1年度の割合（55.5%）と比較して1.6ポイント減少している。

図表2-1-5-1：被保険者構成

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
0-39歳	1,700	18.1%	1,654	17.8%	1,605	17.9%	1,575	18.4%
40-64歳	2,474	26.4%	2,438	26.3%	2,446	27.2%	2,369	27.7%
65-74歳	5,214	55.5%	5,183	55.9%	4,939	54.9%	4,610	53.9%
国保加入者数	9,388	100.0%	9,275	100.0%	8,990	100.0%	8,554	100.0%
赤磐市_総人口	44,057		43,852		43,559		43,244	
赤磐市_国保加入率	21.3%		21.2%		20.6%		19.8%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	20.0%		19.8%		19.3%		18.4%	

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和1年から令和4年 年次

※加入率は、KDB帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察

第2期データヘルス計画の中長期目標及び短期目標について、下表のとおり評価した。

【評価の凡例】										
○「指標評価」欄：5段階										
A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難										

	項目名	開始時	目標値	実績値						指標評価
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
中長期目標	メタボリックシンドローム該当者割合	18.5%	10%	18.5%	19.5%	19.5%	20.0%	20.4%	-	C
	透析導入患者数	17人	15人	17人	10人	10人	8人	5人	-	A
	未受療者の医療機関受診率	-	35%	17.2%	8.0%	24.4%	31.3%	12.6%	-	C
短期目標	特定健診受診率	28.5%	42%	30.2%	32.6%	29.7%	30.7%	30.8%	-	B
	特定保健指導実施率	9.1%	60%	18.1%	5.6%	10.3%	51.3%	51.0%	-	B
	後発医薬品普及率（数量ベース）	71.4%	80%	71.4%	79.4%	80.5%	80.5%	82.3%	-	A
振り返り① データヘルス計画全体の指標評価の振り返り										
<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率は目標には達しなかったが、開始時に比べて2.3ポイント増加した。 ・特定保健指導実施率は目標には達しなかったが、開始時に比べて41.9ポイント増加した。 ・透析導入患者数は計画期間を通して減少している。 										
振り返り② 第2期計画全体をとおしてうまくできていた点										
<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導は、集団健診当日に初回面接を実施したことや令和3年度からは直営で実施することで初回面接から最終評価まで一貫して対象者と関わったことで、実施率が大幅に向上した。 										
振り返り③ 第2期計画全体をとおしてうまくできていなかった点										
<ul style="list-style-type: none"> ・未受療者の受診率については、電話による勧奨を行なったものの、勧奨の時期が早くその後の確認等がうまくできなかった者もいたため、あまり効果が出なかった。 ・特定保健指導の抽出対象者となる、メタボリックシンドローム該当者の割合が平成30年度の18.5%から令和4年度では20.4%と、1.9ポイント増加している。 										
振り返り④ 第3期計画への考察										
<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率は伸び率も顕著であるため、事業を継続し、引き続きメタボリックシンドローム該当者の割合の減少を目指す。特定健診受診率は開始時に比べて増加しているものの目標値は達成できていないため、第3期計画においても事業は継続するが、受診勧奨の方法等は検討する。また、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全等の重篤な疾患の発生を抑制するため、未受療者対策とともに重症化予防事業も継続して推進していく必要がある。 										

(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察

第2期データヘルス計画における個別事業について、下表のとおり評価をした。

<p>【評価の凡例】</p> <p>○「事業評価」欄：5段階 A：うまくいっている B：まあうまくいっている C：あまりうまくいっていない D：まったくうまくいっていない E：わからない</p> <p>○「指標評価」欄：5段階 A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難</p>

① 重症化予防（がん以外）

事業タイトル	事業目標	事業概要	事業評価						
糖尿病性腎症重症化予防事業	脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全等の重篤な疾患の発生を抑制するため、糖尿病が重症化するリスクの高い人が、医療機関受診につながっていないと思われる。国保被保険者に対して、腎不全や人工透析への移行を防止することを含め重症化予防を図る。	特定健診結果をもとに、糖尿病予防および重症化予防が必要と判断された対象者を抽出し、糖尿病教室参加の呼びかけを行なうとともに、教室実施後には参加者を訪問し、生活状況の聴き取り等のフォローアップを行なう。	C						
ストラクチャー		プロセス							
実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会		実施方法：年1回の糖尿病予防教室の開催と、教室実施後に参加者の生活状況の聴き取り等のフォローアップ 対象者：国民健康保険加入者で特定健診受診者のうち、HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl（随時血糖200mg/dl）以上の者							
アウトプット									
評価指標	開始時	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
教室の参加者	-	目標値	100人	100人	100人	50人	50人	50人	D
		実績値	50人	38人	29人	12人	9人	-	
振り返り 成功・促進要因		振り返り 課題・阻害要因							
・令和4年度から教室参加者には個別で訪問し、目標に向けて生活習慣の改善ができているかどうか一緒に確認を行った。訪問することで「改めて生活を変えないといけないと思った」という声もあり、行動変容につながったと考える。		・令和2年度よりコロナ禍での教室開催となり、定員を設けたり、開催日時を変更するなどの感染対策もあって、参加人数は少なくなった。							
第3期計画への考察及び補足事項									
・今後は、健診結果やレセプト情報から医療機関への受診が必要な人に通知による受診勧奨を行っていくとともにハイリスク対象者に関しては訪問や電話で再度受診勧奨を行なっていく予定。									

事業タイトル	事業目標	事業概要	事業評価						
生活習慣病重症化予防事業	生活習慣病についての正しい理解と望ましい生活習慣について知識を深め、自ら食生活や運動習慣を見直し維持できるよう支援を行なう。また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群該当者を抽出し、生活習慣病の発症や重症化予防を図る。	健康づくりに関する情報をいつでも手に入れることができるよう、愛育委員・栄養委員と協力し、広報・健康教室・講演会などさまざまな方法で、年間を通じて実施する。	C						
ストラクチャー		プロセス							
実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会		実施方法：通知による事業参加勧奨 対象者：国民健康保険加入者、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者							
アウトプット									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
教室の参加者	55人	目標値	200人	200人	200人	200人	200人	200人	D
		実績値	55人	19人	17人	12人	8人	-	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
メタボリックシンドローム該当者割合	18.5%	目標値	15%	14%	13%	12%	11%	10%	C
		実績値	18.5%	19.5%	19.5%	20.0%	20.4%	-	
透析導入患者数	17人	目標値	15人	15人	15人	10人	10人	10人	A
		実績値	17人	10人	10人	8人	5人	-	
振り返り 成功・促進要因					振り返り 課題・阻害要因				
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から40～50歳の働き盛りの年代を対象にしていたところを20～30歳の若年層へのアプローチに変更した。 透析導入患者数は徐々に減っていき、目標は達成した。 					<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度よりコロナ禍での教室開催となり、定員を設けたり、開催日時を変更するなどの感染対策もあって、参加人数は少なくなった。 				
第3期計画への考察及び補足事項									
<ul style="list-style-type: none"> 今後は、健診結果やレセプト情報から医療機関への受診が必要な人に通知による受診勧奨を行っていくとともにハイリスク対象者に関しては訪問や電話で再度受診勧奨を行っていく予定。 									

事業タイトル	事業目標	事業概要	事業評価						
要治療者の受療率向上事業	脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全等の重篤な疾患の発生を抑制するため、その原因となる生活習慣病を有しながら医療機関受診につながっていないと思われる国保被保険者に対して、適切な医療機関の受診を促進する。	特定健診結果をもとに要治療者への勧奨通知を送付し、早期治療の呼びかけを行なうとともに、治療中断者へ重症化予防に関する通知を行なう。	C						
ストラクチャー		プロセス							
実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会		実施方法：通知による呼びかけ 対象者：生活習慣病の受診勧奨判定値を超える者							
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
受診勧奨実施率	-	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A
		実績値	100%	100%	100%	100%	100%	-	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
未受療者の医療機関受診率	-	目標値	-	-	-	25%	30%	35%	C
		実績値	17.2%	8.0%	24.4%	31.3%	12.6%	-	
振り返り 成功・促進要因					振り返り 課題・阻害要因				
・未受療者には通知で勧奨するだけでなく、電話でも受診勧奨を行なった。					・電話での勧奨時期が早かったため、対象者には「医療機関に行きます」とは確認できたものの本当に受診しているかどうかの確認はできていなかった。電話勧奨の時期や受診の確認方法について検討する必要がある。				
第3期計画への考察及び補足事項									
・未受療者に対して、電話や訪問で受診勧奨の他、食事や運動等について情報提供していく。									

② 生活習慣病発症予防・保健指導

事業タイトル	事業目標	事業概要								事業評価
特定保健指導の実施率向上事業	特定保健指導利用率の向上	集団健診受診者のうち、該当者には健診当日の初回面接を実施する。その後、健診結果とともに特定保健指導の案内を送付。特定保健指導の実施後は、3か月もしくは6か月指導後に生活改善の支援や取組の評価等を行なう。								B
ストラクチャー		プロセス								
実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会		実施方法：健診当日の初回面接および電話や通知、面接等による生活改善の支援 対象者：集団健診受診者のうち、メタボ該当者および予備群該当者（高血圧、脂質異常症、糖尿病で医師の処方する薬を服用する者を除く）								
アウトプット										
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
積極的支援勧奨訪問人数	-	目標値	30人	30人	30人	30人	30人	30人	A	
		実績値	52人	48人	44人	59人	48人	-		
動機づけ支援勧奨通知人数	-	目標値	300人	300人	300人	300人	300人	300人	B	
		実績値	259人	254人	219人	214人	193人	-		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
特定保健指導実施率	-	目標値	10.0%	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	B	
		実績値	18.1%	5.6%	10.3%	51.3%	51.0%	-		
振り返り 成功・促進要因					振り返り 課題・阻害要因					
・ 集団健診当日に初回面接を実施したこと、令和3年度からは直営で実施することで初回面接から最終評価まで一貫して対象者と関わることで、保健指導実施率は大幅に向上した。					・ 個別健診での保健指導利用率は低い。					
第3期計画への考察及び補足事項										
・ 令和3年度から実施率が大幅に向上し、目標値に近づくことができた。個別健診での保健指導対象者に対する保健指導利用の体制を強化していく。										

③ 早期発見・特定健診

事業タイトル	事業目標	事業概要							事業評価
特定健診受診率向上事業	特定健診受診率の向上	通知等の送付による受診勧奨や電話勧奨、広報紙等による周知							B
ストラクチャー			プロセス						
実施体制：市民課、健康増進課 関係機関：岡山県、赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会			実施方法：通知等による受診勧奨、広報紙やweb等による周知 対象者：40歳～74歳までの国民健康保険被保険者のうち特定健診未受診者						
アウトプット									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
受診勧奨実施率	-	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A
		実績値	100%	100%	100%	100%	100%	-	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
特定健診受診率	-	目標値	30.0%	36.0%	42.0%	42.0%	42.0%	42.0%	B
		実績値	30.2%	32.6%	29.7%	30.7%	30.8%	-	
振り返り 成功・促進要因					振り返り 課題・阻害要因				
・令和3年度より医療機関からの情報提供が県の事業として位置づけられたことで、情報提供の件数が増加したことは受診率向上の一助となった。					・年齢が下がるにつれて健診受診率も低下している。また新型コロナウイルス感染症のまん延による受診控え等の影響で低下した受診率が、まん延前の状態にまで回復していない。				
第3期計画への考察及び補足事項									
・健診受診率を向上させていくためには、引き続き勧奨時期や内容などについて対象者の特性に沿った受診勧奨を行い、地道に受診率を積み上げていくことが重要である。また、医療機関からの情報提供や人間ドック結果の提供によるみなし健診の実施も引き続き継続していく必要がある。									

④ 社会環境・体制整備

事業タイトル	事業目標	事業概要								事業評価
後発医薬品利用促進事業	医療費の抑制および適正化	後発医薬品に切り替え可能な対象者を抽出し、差額通知を送付								A
ストラクチャー				プロセス						
実施体制：市民課 関係機関：岡山県国民健康保険団体連合会				実施方法：年3回、後発医薬品差額通知書の発送 対象者：後発医薬品への切り替えにより1円以上の効果がある者						
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
通知勧奨実施率	-	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
		実績値	100%	100%	100%	100%	100%	-		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
後発医薬品普及率（数量ベース）	-	目標値	67.5%	68.0%	68.5%	80.0%	80.0%	80.0%	A	
		実績値	77.7%	79.4%	80.5%	80.5%	82.3%	-		
振り返り 成功・促進要因				振り返り 課題・阻害要因						
・保険証交付時にジェネリック医薬品希望シールの配布やポケットティッシュ等の啓発用グッズの窓口配布等が増加につながったと考えられる。				・後発医薬品使用率が年々増加傾向にあるが、伸び率が鈍化している。						
第3期計画への考察及び補足事項										
・目標値を達成したが、引き続き事業を継続するとともに、新規被保険者へ後発医薬品についての理解の促進を図る。										

事業タイトル	事業目標	事業概要								事業評価
お薬手帳利用促進事業	服薬の適正化	KDBシステムから抽出された、同一月に2以上の医療機関により、同一薬剤投与を受けている者を抽出し、訪問によるお薬手帳の活用や薬の飲み合わせについての啓発を行なう。								B
ストラクチャー		プロセス								
実施体制：市民課、健康増進課 関係機関：岡山県国民健康保険団体連合会		実施方法：年1回、訪問による啓発 対象者：同一月に2以上の医療機関により、同一薬剤投与を受けている者								
アウトプット										
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
事業実施回数	-	目標値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	A	
		実績値	1回	1回	1回	1回	1回	-		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
お薬手帳の利用促進者数	-	目標値	100人	100人	100人	20人	20人	20人	C	
		実績値	-	5人	2人	3人	2人	-		
振り返り 成功・促進要因			振り返り 課題・阻害要因							
・ポケットティッシュ等の啓発用グッズの窓口配布のほか、電子媒体でのお薬手帳の普及が増加につながったと考えられる。			・抽出の結果すでに保健師等が関わっている人が多く、あらためて訪問や啓発をする必要のある人が少なかった。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・訪問の結果すでにお薬手帳を活用している人がほとんどであったため、今後も継続する場合、事業の実施方法や抽出の条件等を見直す必要がある。										

3 保険者努力支援制度

(1) 保険者努力支援制度の得点状況

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度であり、計画に基づく保健事業の実施及び計画策定に係る費用の一部に対して助成がなされる。赤磐市においても、同制度を有効に活用しながら、より質の高い保健事業に取り組めるように計画の策定をすすめる。

令和5年度の得点状況（図表2-3-1-1）をみると、合計点数は441で、達成割合は46.9%となっており、全国順位は第1,522位となっている。

項目別にみると、いずれの項目もプラスとなっている一方、国平均と比較して「特定健診・特定保健指導・メタボ」「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「個人インセンティブ・情報提供」「収納率」「データヘルス計画」「地域包括ケア・一体的実施」の得点が低く、県平均と比較して「特定健診・特定保健指導・メタボ」「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「個人インセンティブ・情報提供」「収納率」「データヘルス計画」「地域包括ケア・一体的実施」の得点が低い。

図表2-3-1-1：保険者努力支援制度の得点状況

		令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度		
						赤磐市	国平均	県平均
点数	総点数（満点）	880点	995点	1000点	960点	940点		
	合計点数	418	358	358	455	441	556	499
	達成割合	47.5%	36.0%	35.8%	47.4%	46.9%	59.1%	53.1%
	全国順位	1,382	1,637	1,654	1,467	1,522	-	-
共通	①特定健診・特定保健指導・メタボ	25	5	55	0	15	54	30
	②がん検診・歯科健診	25	20	25	45	42	40	36
	③生活習慣病の発症予防・重症化予防	100	80	70	65	45	84	77
	④個人インセンティブ・情報提供	20	15	15	15	20	50	45
	⑤重複多剤	0	50	45	45	45	42	42
	⑥後発医薬品促進の取組・使用割合	65	40	10	110	80	62	47
国保	①収納率	50	0	10	20	35	52	44
	②データヘルス計画	50	40	12	20	15	23	23
	③医療費通知	25	25	25	20	15	15	15
	④地域包括ケア・一体的実施	0	0	0	0	0	26	21
	⑤第三者求償	13	17	22	45	50	40	44
	⑥適正化かつ健全な事業運営	45	66	69	70	79	69	77

【出典】厚生労働省 国民健康保険制度の保険者努力支援制度の集計結果について

第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流れに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの方が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの方がいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

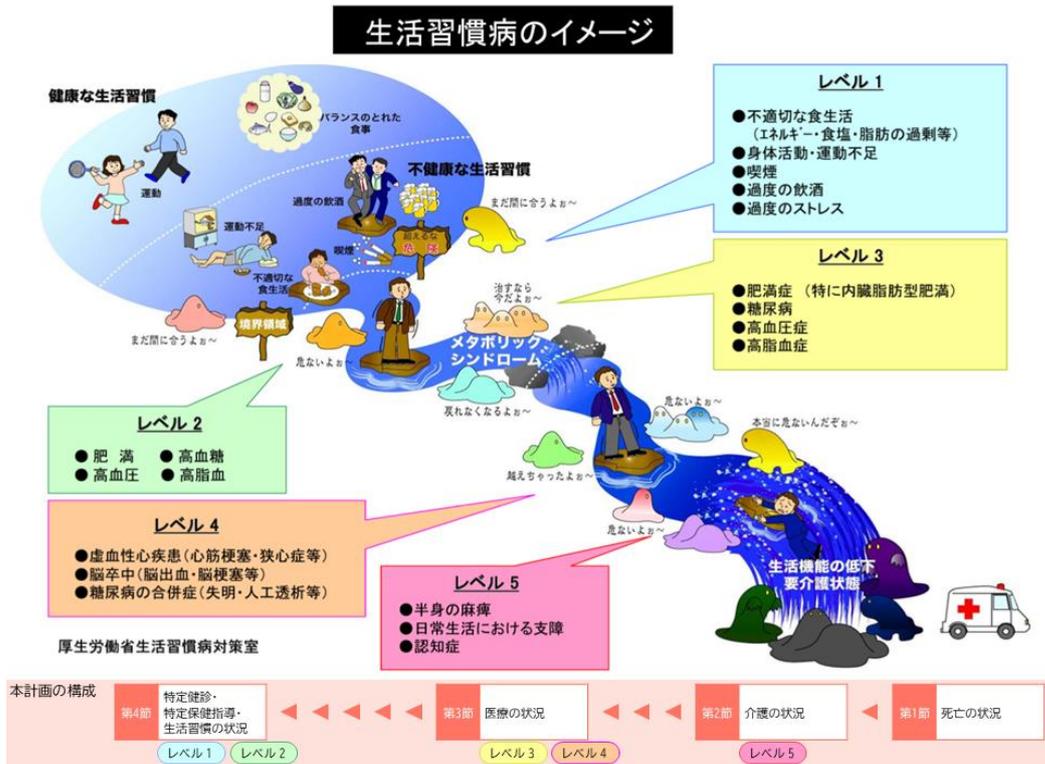
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせて分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に関与する疾患群」を指す

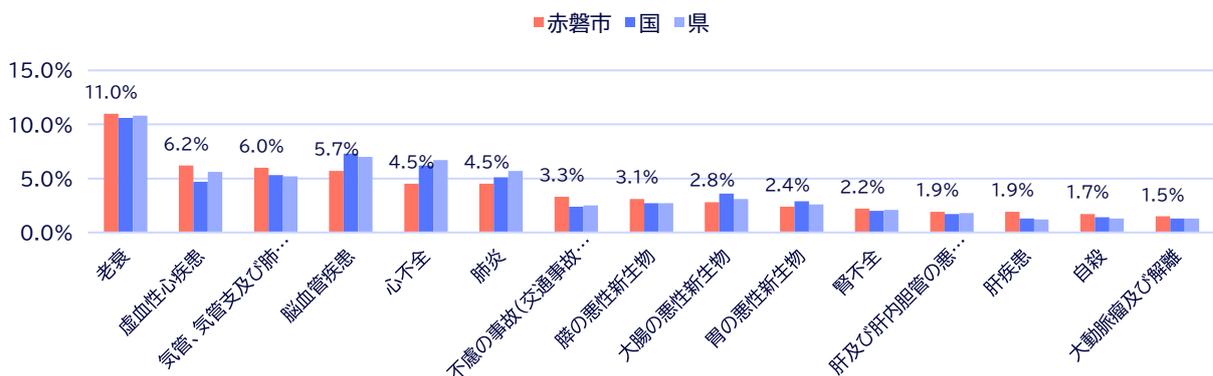
1 死亡の状況

(1) 死因別の死亡者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると（図表3-1-1-1）、死因第1位は「老衰」で全死亡者の11.0%を占めている。次いで「虚血性心疾患」（6.2%）、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」（6.0%）となっている。死亡者数の多い上位15死因について、全死亡者に占める死因別の死亡者数の割合を国や県と比較すると、「老衰」「虚血性心疾患」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「不慮の事故（交通事故除く）」「膵の悪性新生物」「腎不全」「肝及び肝内胆管の悪性新生物」「肝疾患」「自殺」「大動脈瘤及び解離」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第2位（6.2%）、「脳血管疾患」は第4位（5.7%）、「腎不全」は第11位（2.2%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表3-1-1-1：死因別の死亡者数・割合



順位	死因	赤磐市		国	県
		死亡者数(人)	割合		
1位	老衰	64	11.0%	10.6%	10.8%
2位	虚血性心疾患	36	6.2%	4.7%	5.6%
3位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	35	6.0%	5.3%	5.2%
4位	脳血管疾患	33	5.7%	7.3%	7.0%
5位	心不全	26	4.5%	6.2%	6.7%
5位	肺炎	26	4.5%	5.1%	5.7%
7位	不慮の事故(交通事故除く)	19	3.3%	2.4%	2.5%
8位	膵の悪性新生物	18	3.1%	2.7%	2.7%
9位	大腸の悪性新生物	16	2.8%	3.6%	3.1%
10位	胃の悪性新生物	14	2.4%	2.9%	2.6%
11位	腎不全	13	2.2%	2.0%	2.1%
12位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	11	1.9%	1.7%	1.8%
12位	肝疾患	11	1.9%	1.3%	1.2%
14位	自殺	10	1.7%	1.4%	1.3%
15位	大動脈瘤及び解離	9	1.5%	1.3%	1.3%
-	その他	240	41.3%	41.5%	40.4%
-	死亡総数	581	-	-	-

【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡比 (SMR)

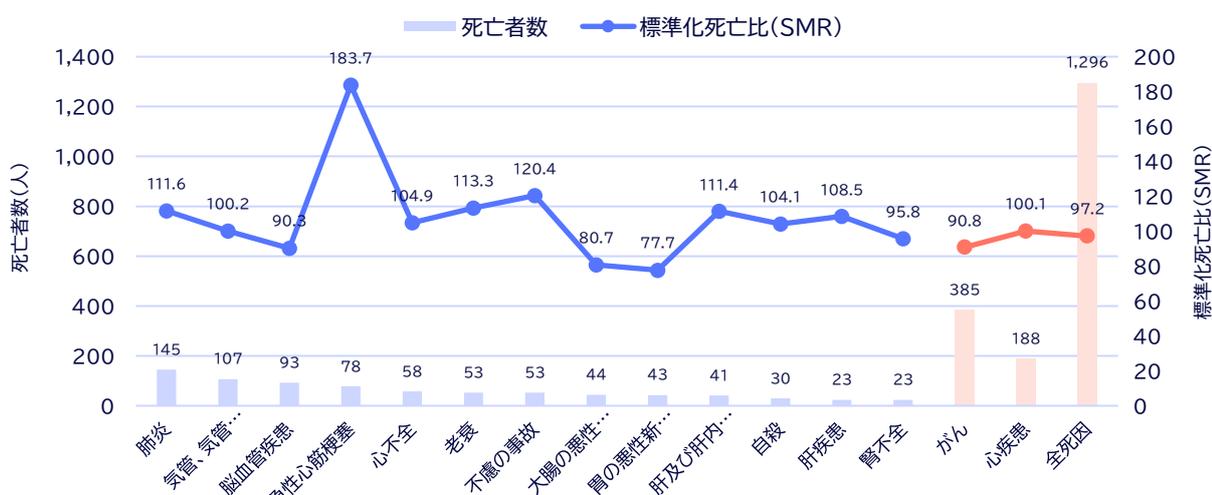
平成25年から平成29年までの累積疾病別死亡者数（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）をみると、男性の死因第1位は「肺炎」、第2位は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、第3位は「脳血管疾患」となっている。女性の死因第1位は「老衰」、第2位は「肺炎」、第3位は「脳血管疾患」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡比（SMR）を求めると、男性では、「急性心筋梗塞」（183.7）「不慮の事故」（120.4）「老衰」（113.3）が高くなっている。女性では、「急性心筋梗塞」（162.7）「老衰」（132.4）「肺炎」（118.9）が高くなっている。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあててSMRをみると、男性では「急性心筋梗塞」は183.7、「脳血管疾患」は90.3、「腎不全」は95.8となっており、女性では「急性心筋梗塞」は162.7、「脳血管疾患」は96.6、「腎不全」は93.5となっている。

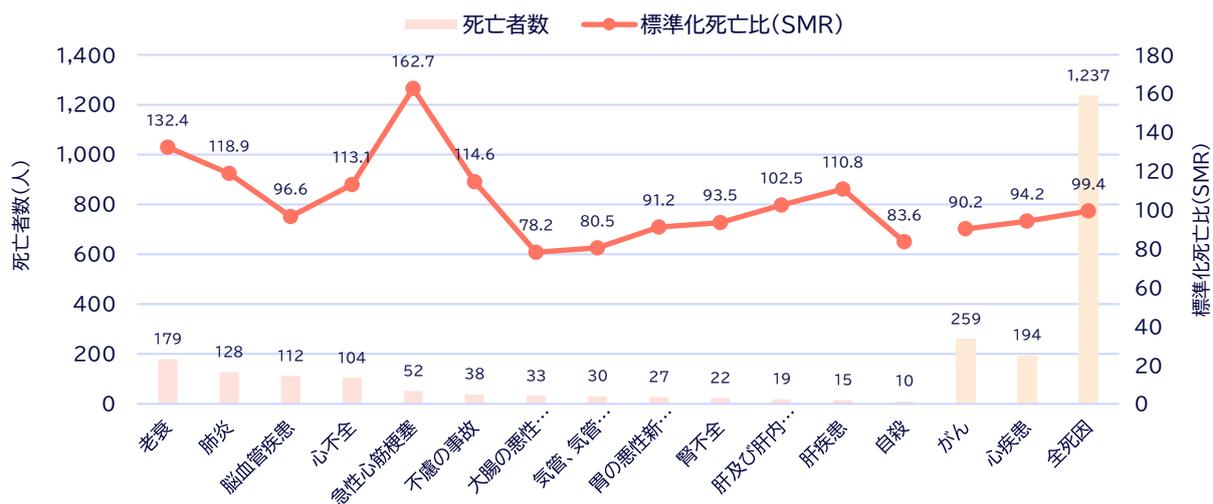
※標準化死亡比（SMR）：基準死亡率（人口10万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

図表3-1-2-1：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_男性



順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡比 (SMR)		
			赤磐市	県	国
1位	肺炎	145	111.6	108.7	100
2位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	107	100.2	98.4	
3位	脳血管疾患	93	90.3	96.5	
4位	急性心筋梗塞	78	183.7	172.1	
5位	心不全	58	104.9	116.5	
6位	老衰	53	113.3	92.0	
6位	不慮の事故	53	120.4	118.6	
8位	大腸の悪性新生物	44	80.7	79.0	
9位	胃の悪性新生物	43	77.7	87.4	100
10位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	41	111.4	113.3	
11位	自殺	30	104.1	94.1	
12位	肝疾患	23	108.5	93.8	
12位	腎不全	23	95.8	99.0	
参考	がん	385	90.8	93.9	
参考	心疾患	188	100.1	97.9	
参考	全死因	1,296	97.2	97.8	

図表3-1-2-2：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_女性



順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡比(SMR)		
			赤磐市	県	国
1位	老衰	179	132.4	93.0	100
2位	肺炎	128	118.9	109.3	
3位	脳血管疾患	112	96.6	95.2	
4位	心不全	104	113.1	110.4	
5位	急性心筋梗塞	52	162.7	162.1	
6位	不慮の事故	38	114.6	108.0	
7位	大腸の悪性新生物	33	78.2	81.2	
8位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	30	80.5	86.7	
9位	胃の悪性新生物	27	91.2	93.6	100
10位	腎不全	22	93.5	101.7	
11位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	19	102.5	107.1	
12位	肝疾患	15	110.8	90.5	
13位	自殺	10	83.6	85.5	
参考	がん	259	90.2	91.2	
参考	心疾患	194	94.2	97.0	
参考	全死因	1,237	99.4	95.9	

【出典】厚生労働省 平成25～29年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMRの算出に際してはバイズ推定の手法が適用されている

※「がん」は、表内の「がん」を含むICD-10死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計

※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含むICD-10死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は2,532人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要介護3-5」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は17.0%で、国・県より低い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は3.5%、75歳以上の後期高齢者では28.5%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.3%となっており、国・県より低い。

図表3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		赤磐市	国	県
		認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定率	認定率	認定率
1号										
65-74歳	6,741	93	1.4%	72	1.1%	69	1.0%	3.5%	-	-
75歳以上	7,912	707	8.9%	759	9.6%	785	9.9%	28.5%	-	-
計	14,653	800	5.5%	831	5.7%	854	5.8%	17.0%	18.7%	21.1%
2号										
40-64歳	13,432	9	0.1%	15	0.1%	23	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%
総計	28,085	809	2.9%	846	3.0%	877	3.1%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表3-2-2-1）をみると、居宅サービス・施設サービスいずれの給付費も国・県より少なくなっている。

図表3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	赤磐市	国	県	同規模
計_一件当たり給付費(円)	64,954	59,662	63,626	70,503
(居宅) 一件当たり給付費(円)	40,190	41,272	43,331	43,936
(施設) 一件当たり給付費(円)	283,146	296,364	292,495	291,914

【出典】KDB帳票 S25_004-医療・介護の突合の経年比較 令和4年度 年次

(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

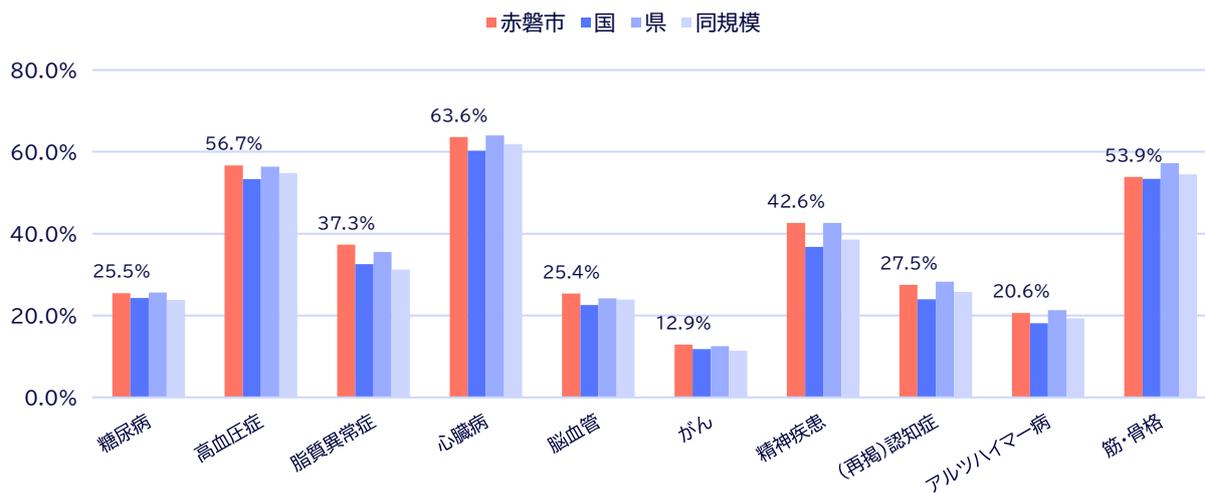
要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表3-2-3-1）をみると、「心臓病」（63.6%）が最も高く、次いで「高血圧症」（56.7%）、「筋・骨格関連疾患」（53.9%）となっている。

国と比較すると、いずれの疾病も有病割合が高い。

県と比較すると、「高血圧症」「脂質異常症」「脳血管疾患」「がん」の有病割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は63.6%、「脳血管疾患」は25.4%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は25.5%、「高血圧症」は56.7%、「脂質異常症」は37.3%となっている。

図表3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者（1・2号被保険者）		国	県	同規模
	該当者数（人）	割合			
糖尿病	662	25.5%	24.3%	25.6%	23.8%
高血圧症	1,444	56.7%	53.3%	56.4%	54.8%
脂質異常症	957	37.3%	32.6%	35.5%	31.2%
心臓病	1,627	63.6%	60.3%	64.0%	61.9%
脳血管疾患	644	25.4%	22.6%	24.2%	23.9%
がん	326	12.9%	11.8%	12.5%	11.4%
精神疾患	1,077	42.6%	36.8%	42.6%	38.6%
うち_認知症	703	27.5%	24.0%	28.3%	25.8%
アルツハイマー病	527	20.6%	18.1%	21.3%	19.3%
筋・骨格関連疾患	1,406	53.9%	53.4%	57.2%	54.5%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

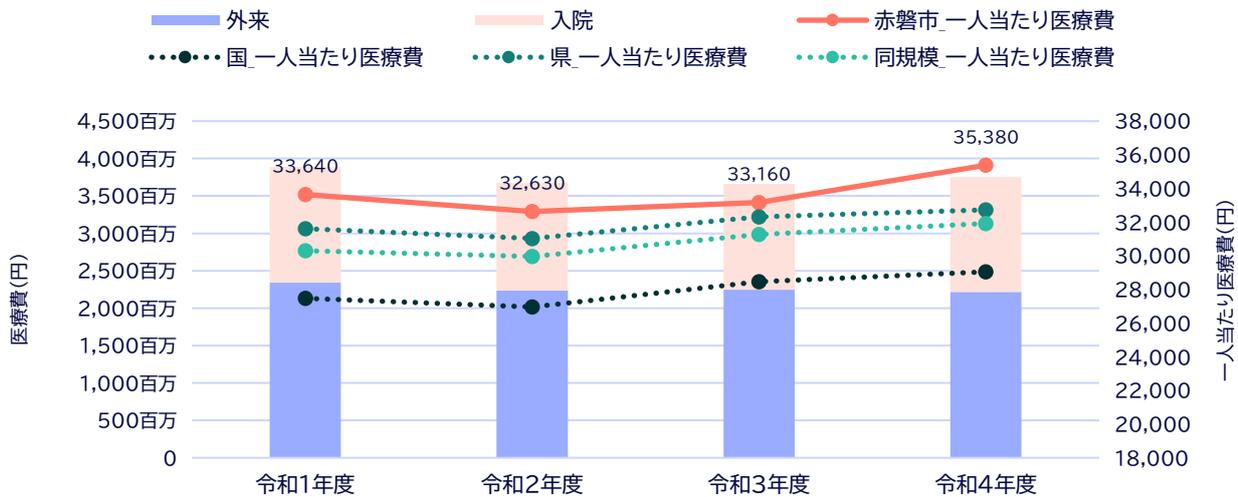
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は37億5,100万円で（図表3-3-1-1）、令和1年度と比較して3.5%減少している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は40.9%、外来医療費の割合は59.1%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は3万5,380円で、令和1年度と比較して5.2%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は国・県より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和1年度からの変化率 (%)
医療費 (円)	総額	3,887,387,160	3,672,491,940	3,660,180,270	3,750,760,270	-	-3.5
	入院	1,548,283,480	1,439,401,360	1,414,786,060	1,535,412,450	40.9%	-0.8
	外来	2,339,103,680	2,233,090,580	2,245,394,210	2,215,347,820	59.1%	-5.3
一人当たり月額医療費 (円)	赤磐市	33,640	32,630	33,160	35,380	-	5.2
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
	県	31,610	31,030	32,310	32,730	-	3.5
	同規模	30,310	29,960	31,260	31,920	-	5.3

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院別及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が14,480円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると2,830円多い。これは受診率、一日当たり医療費が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費14,010円と比較すると470円多い。これは一日当たり医療費が県の値を上回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は20,900円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると3,500円多い。これは受診率、一日当たり医療費が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費18,720円と比較すると2,180円多くなっており、これは受診率、一日当たり医療費が県の値を上回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	赤磐市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	14,480	11,650	14,010	13,820
受診率（件/千人）	21.8	18.8	22.7	23.6
一件当たり日数（日）	14.6	16.0	15.9	17.1
一日当たり医療費（円）	45,570	38,730	38,810	34,310

外来	赤磐市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	20,900	17,400	18,720	18,100
受診率（件/千人）	795.3	709.6	735.0	728.3
一件当たり日数（日）	1.5	1.5	1.5	1.5
一日当たり医療費（円）	17,430	16,500	17,060	16,990

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

- ※一人当たり医療費は、月平均を算出
- ※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数
- ※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数
- ※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（大分類）別入院医療費

入院医療費について疾病19分類（大分類）別の構成をみる（図表3-3-2-1）。統計の制約上、医療費の3要素のうち、一日当たり医療費及び一件当たり日数が把握できないため、レセプト一件当たり医療費で代替する。なお、一枚のレセプトに複数の傷病名がある場合は、最も点数が高い疾病で集計している。

入院医療費が最も高い疾病は「新生物」で、年間医療費は3億4,100万円、入院総医療費に占める割合は22.3%である。次いで高いのは「循環器系の疾患」で2億8,000万円（18.3%）であり、これらの疾病で入院総医療費の40.6%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患についてみると、「循環器系の疾患」の受診率及びレセプト一件当たり医療費は、いずれも他の疾病と比較して高い傾向にあり、「循環器系の疾患」の入院医療費が高額な原因となっている。

図表3-3-2-1：疾病分類（大分類）別入院医療費（男女合計）

順位	疾病分類（大分類）	医療費（円）	割合		受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
			一人当たり医療費（円）				
1位	新生物	341,315,020	38,637	22.3%	44.3	16.9%	872,928
2位	循環器系の疾患	280,056,610	31,702	18.3%	31.9	12.2%	993,109
3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	121,543,340	13,759	7.9%	18.3	7.0%	750,268
4位	精神及び行動の障害	118,134,700	13,373	7.7%	28.0	10.7%	478,278
5位	呼吸器系の疾患	108,269,810	12,256	7.1%	19.7	7.5%	622,240
6位	神経系の疾患	107,579,870	12,178	7.0%	20.8	8.0%	584,673
7位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	100,710,360	11,400	6.6%	16.0	6.1%	714,258
8位	消化器系の疾患	81,319,500	9,205	5.3%	24.7	9.4%	373,025
9位	尿路性器系の疾患	73,919,740	8,368	4.8%	15.1	5.8%	555,788
10位	感染症及び寄生虫症	43,877,830	4,967	2.9%	4.8	1.8%	1,044,710
11位	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	42,247,660	4,782	2.8%	7.4	2.8%	649,964
12位	内分泌、栄養及び代謝疾患	24,288,150	2,749	1.6%	6.0	2.3%	458,267
13位	眼及び付属器の疾患	19,812,200	2,243	1.3%	5.9	2.3%	381,004
14位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	14,354,320	1,625	0.9%	2.2	0.8%	755,491
15位	皮膚及び皮下組織の疾患	8,053,700	912	0.5%	2.9	1.1%	309,758
16位	耳及び乳様突起の疾患	5,544,610	628	0.4%	0.7	0.3%	924,102
17位	先天奇形、変形及び染色体異常	4,360,140	494	0.3%	0.6	0.2%	872,028
18位	周産期に発生した病態	2,541,570	288	0.2%	0.2	0.1%	1,270,785
19位	妊娠、分娩及び産じょく	2,169,870	246	0.1%	1.0	0.4%	241,097
-	その他	32,362,220	3,663	2.1%	11.0	4.2%	333,631
-	総計	1,532,461,220	-	-	-	-	-

【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類）令和4年度 累計

※図表3-3-1-1の入院医療費と総計が異なるのは、図表3-3-1-1においては年齢に関係なく、国保のレセプトを集計しているのに対し、本表では被保険者の生年月日から算出した年齢によって集計対象のレセプトを絞り込んでいるためである

※疾病分類別の一人当たり医療費は、該当疾病分類における年間の医療費を各年度の各月毎の被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである（以下同様）

※KDBシステムにて設定されている疾病分類（大分類）区分のうち、特殊目的用コード、傷病及び死亡の外因、健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他（上記以外のもの）を「その他」にまとめている

② 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表3-3-2-2）、「その他の悪性新生物」の医療費が最も高く1億2,800万円で、8.4%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「その他の循環器系の疾患」が12位（2.6%）、「脳梗塞」が13位（2.5%）、「虚血性心疾患」が15位（2.4%）となっている。

これらの上位20疾病で、入院総医療費の66.1%を占めている。

図表3-3-2-2：疾病分類（中分類）別_入院医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）					
			一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1位	その他の悪性新生物	128,233,220	14,516	8.4%	18.2	7.0%	796,480
2位	その他の心疾患	111,909,560	12,668	7.3%	10.6	4.1%	1,190,527
3位	骨折	73,583,160	8,330	4.8%	11.1	4.2%	750,849
4位	その他の呼吸器系の疾患	65,333,370	7,396	4.3%	10.9	4.2%	680,556
5位	その他の消化器系の疾患	53,972,300	6,110	3.5%	19.0	7.3%	321,264
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	52,245,870	5,914	3.4%	6.8	2.6%	870,765
7位	悪性リンパ腫	50,894,220	5,761	3.3%	3.1	1.2%	1,884,971
8位	その他の神経系の疾患	47,688,360	5,398	3.1%	8.9	3.4%	603,650
9位	腎不全	45,841,810	5,189	3.0%	7.7	2.9%	674,144
10位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	42,247,660	4,782	2.8%	7.4	2.8%	649,964
11位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	40,987,220	4,640	2.7%	10.8	4.1%	431,444
12位	その他の循環器系の疾患	40,003,930	4,528	2.6%	2.9	1.1%	1,538,613
13位	脳梗塞	38,603,010	4,370	2.5%	6.0	2.3%	728,359
14位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	37,878,680	4,288	2.5%	8.4	3.2%	511,874
15位	虚血性心疾患	37,088,140	4,198	2.4%	4.4	1.7%	950,978
16位	関節症	33,567,870	3,800	2.2%	3.5	1.3%	1,082,835
17位	その他の感染症及び寄生虫症	30,019,200	3,398	2.0%	2.4	0.9%	1,429,486
18位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	29,432,350	3,332	1.9%	5.4	2.1%	613,174
19位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	26,766,840	3,030	1.7%	5.4	2.1%	557,643
20位	てんかん	26,459,320	2,995	1.7%	5.7	2.2%	529,186

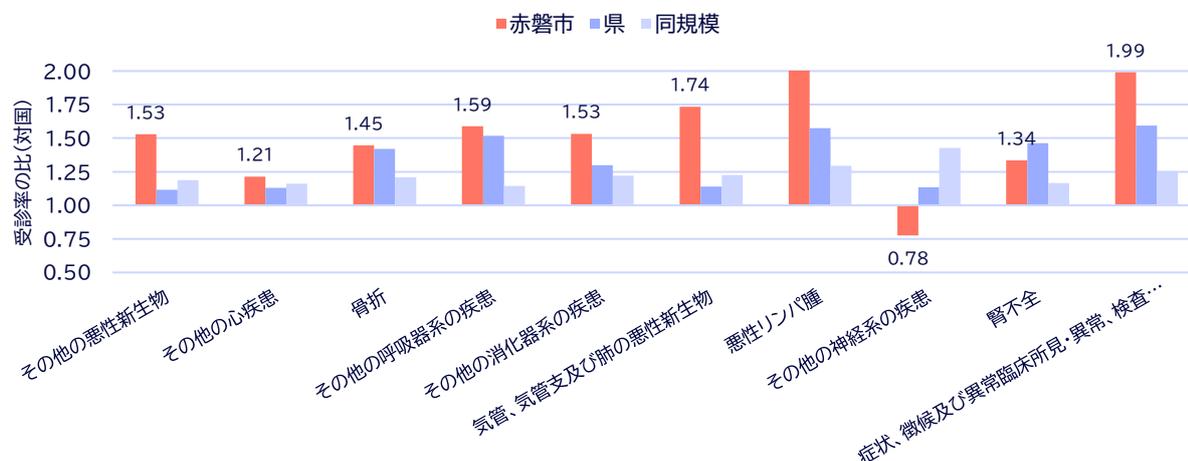
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

③ 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-2-3）。国との比が1を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「その他の感染症及び寄生虫症」「悪性リンパ腫」「脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「その他の循環器系の疾患」が国の1.6倍、「脳梗塞」が国の1.1倍、「虚血性心疾患」が国の0.9倍となっている。

図表3-3-2-3：疾病分類（中分類）別入院受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		赤磐市	国	県	同規模	国との比		
						赤磐市	県	同規模
1位	その他の悪性新生物	18.2	11.9	13.3	14.1	1.53	1.12	1.19
2位	その他の心疾患	10.6	8.8	9.9	10.2	1.21	1.13	1.16
3位	骨折	11.1	7.7	10.9	9.3	1.45	1.42	1.21
4位	その他の呼吸器系の疾患	10.9	6.8	10.4	7.8	1.59	1.52	1.14
5位	その他の消化器系の疾患	19.0	12.4	16.1	15.2	1.53	1.30	1.22
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	6.8	3.9	4.5	4.8	1.74	1.14	1.22
7位	悪性リンパ腫	3.1	1.3	2.0	1.6	2.42	1.57	1.30
8位	その他の神経系の疾患	8.9	11.5	13.1	16.5	0.78	1.14	1.43
9位	腎不全	7.7	5.8	8.4	6.7	1.34	1.46	1.17
10位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	7.4	3.7	5.9	4.6	1.99	1.59	1.25
11位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	10.8	22.8	22.5	33.7	0.47	0.99	1.48
12位	その他の循環器系の疾患	2.9	1.9	2.2	2.1	1.58	1.21	1.11
13位	脳梗塞	6.0	5.5	6.6	6.5	1.09	1.20	1.19
14位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	8.4	7.9	9.9	10.8	1.06	1.25	1.37
15位	虚血性心疾患	4.4	4.7	4.3	5.1	0.94	0.92	1.09
16位	関節症	3.5	3.9	4.8	5.4	0.89	1.21	1.37
17位	その他の感染症及び寄生虫症	2.4	0.8	1.1	0.9	3.12	1.44	1.21
18位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	5.4	5.1	5.3	6.0	1.06	1.04	1.18
19位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	5.4	2.6	4.1	3.3	2.06	1.55	1.26
20位	てんかん	5.7	4.9	4.9	6.8	1.14	0.98	1.37

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

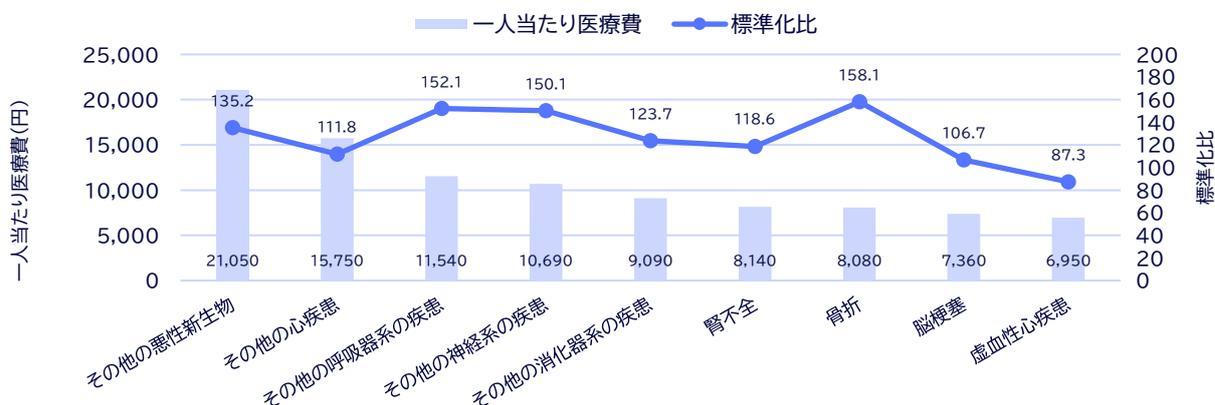
④ 疾病分類（中分類）別入院に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の入院医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、国と比較する。医療費の地域差要因としては人口構成、医療提供体制、健康意識、受診行動、生活習慣、診療パターンなどが指摘されているが、標準化比を算出することで、これらの要因のうち人口構成による影響を取り除いた上で一人当たり医療費を比較することが可能となる。

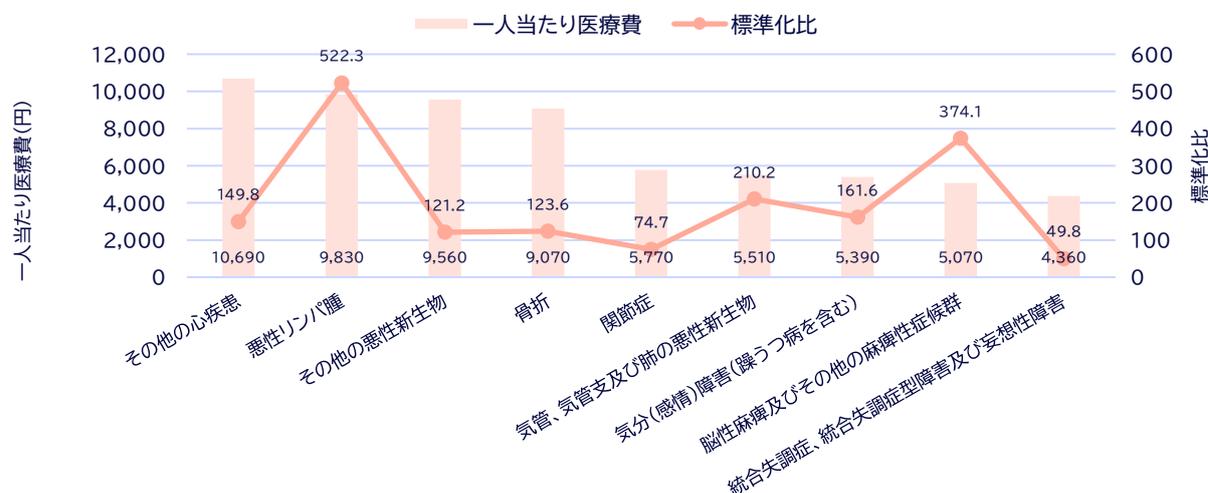
男性においては（図表3-3-2-4）、一人当たり入院医療費は「その他の悪性新生物」「その他の心疾患」「その他の呼吸器系の疾患」の順に高く、標準化比は「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「骨折」「その他の呼吸器系の疾患」の順に高くなっている。また、循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第9位（標準化比106.7）、「虚血性心疾患」が第10位（標準化比87.3）となっている。

女性においては（図表3-3-2-5）、一人当たり入院医療費は「その他の心疾患」「悪性リンパ腫」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「その他の感染症及び寄生虫症」「悪性リンパ腫」「脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群」の順に高くなっている。

図表3-3-2-4：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-2-5：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。

疾病別の外来医療費をみると（図表3-3-3-1）、「糖尿病」の医療費が最も高く2億800万円で、外来総医療費の9.4%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、受診率が他の疾病と比較して高く、「糖尿病」の外来医療費が高額な原因となっている。

次いで外来医療費が高いのは「腎不全」で1億9,100万円（8.7%）、「その他の悪性新生物」で1億5,500万円（7.0%）となっており、上位20疾病で外来総医療費の70.2%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。

一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表3-3-3-1：疾病分類（中分類）別_外来医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	割合				
			一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1位	糖尿病	208,233,160	23,572	9.4%	780.1	8.2%	30,218
2位	腎不全	190,960,620	21,617	8.7%	80.8	0.8%	267,452
3位	その他の悪性新生物	155,332,310	17,583	7.0%	108.8	1.1%	161,636
4位	高血圧症	113,522,540	12,851	5.1%	994.5	10.4%	12,922
5位	その他の眼及び付属器の疾患	94,778,220	10,729	4.3%	578.0	6.1%	18,562
6位	その他の神経系の疾患	90,965,360	10,297	4.1%	291.1	3.1%	35,368
7位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	89,581,290	10,141	4.1%	34.6	0.4%	292,749
8位	脂質異常症	85,755,110	9,707	3.9%	676.9	7.1%	14,340
9位	その他の消化器系の疾患	84,602,500	9,577	3.8%	335.6	3.5%	28,534
10位	その他の心疾患	77,437,860	8,766	3.5%	229.2	2.4%	38,241
11位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	42,307,320	4,789	1.9%	260.8	2.7%	18,363
12位	白内障	40,482,300	4,583	1.8%	163.3	1.7%	28,054
13位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	36,867,140	4,173	1.7%	149.5	1.6%	27,909
14位	喘息	36,381,360	4,118	1.6%	179.4	1.9%	22,954
15位	骨の密度及び構造の障害	35,489,860	4,017	1.6%	248.7	2.6%	16,154
16位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	34,556,130	3,912	1.6%	200.6	2.1%	19,501
17位	炎症性多発性関節障害	33,090,480	3,746	1.5%	85.8	0.9%	43,655
18位	関節症	32,924,450	3,727	1.5%	251.4	2.6%	14,824
19位	その他（上記以外のもの）	32,768,500	3,709	1.5%	330.2	3.5%	11,234
20位	胃炎及び十二指腸炎	31,990,040	3,621	1.5%	235.3	2.5%	15,387

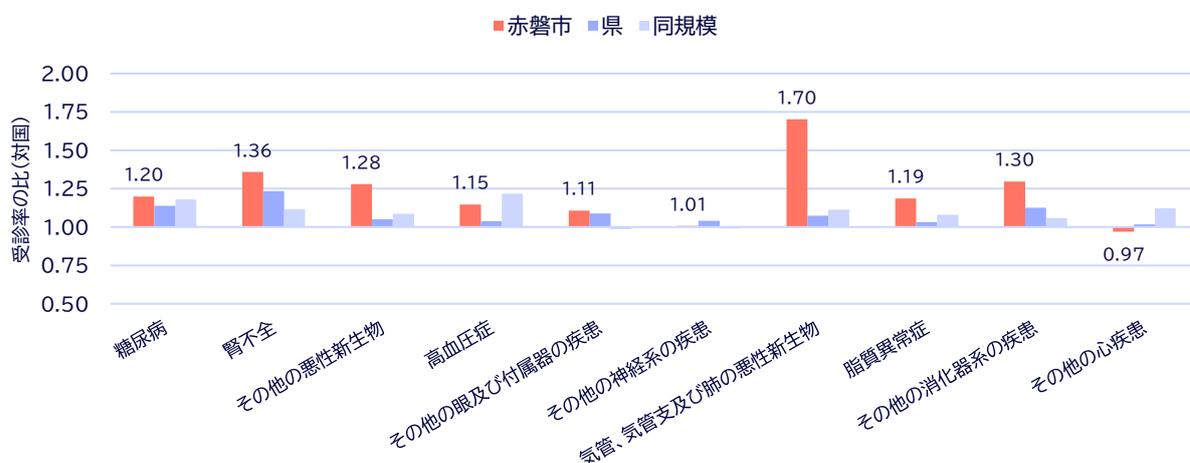
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-3-2）。国との比が1を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「白内障」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「骨の密度及び構造の障害」である。

重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.4）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（1.2）、「高血圧症」（1.1）、「脂質異常症」（1.2）となっている。

図表3-3-3-2：疾病分類（中分類）別 外来受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		赤磐市	国	県	同規模	国との比		
						赤磐市	県	同規模
1位	糖尿病	780.1	651.2	741.1	768.0	1.20	1.14	1.18
2位	腎不全	80.8	59.5	73.5	66.4	1.36	1.23	1.12
3位	その他の悪性新生物	108.8	85.0	89.4	92.3	1.28	1.05	1.09
4位	高血圧症	994.5	868.1	901.0	1055.6	1.15	1.04	1.22
5位	その他の眼及び付属器の疾患	578.0	522.7	568.4	515.3	1.11	1.09	0.99
6位	その他の神経系の疾患	291.1	288.9	300.5	286.0	1.01	1.04	0.99
7位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	34.6	20.4	21.8	22.7	1.70	1.07	1.11
8位	脂質異常症	676.9	570.5	589.1	615.6	1.19	1.03	1.08
9位	その他の消化器系の疾患	335.6	259.2	291.8	273.9	1.30	1.13	1.06
10位	その他の心疾患	229.2	236.5	240.6	265.5	0.97	1.02	1.12
11位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	260.8	207.7	187.5	169.8	1.26	0.90	0.82
12位	白内障	163.3	86.9	116.9	102.3	1.88	1.34	1.18
13位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	149.5	132.0	148.1	149.6	1.13	1.12	1.13
14位	喘息	179.4	167.9	163.2	149.1	1.07	0.97	0.89
15位	骨の密度及び構造の障害	248.7	171.3	153.6	165.4	1.45	0.90	0.97
16位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	200.6	223.8	214.6	195.4	0.90	0.96	0.87
17位	炎症性多発性関節障害	85.8	100.5	97.9	108.1	0.85	0.97	1.07
18位	関節症	251.4	210.3	177.6	228.9	1.20	0.84	1.09
19位	その他（上記以外のもの）	330.2	255.3	283.9	249.6	1.29	1.11	0.98
20位	胃炎及び十二指腸炎	235.3	172.7	195.7	174.3	1.36	1.13	1.01

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

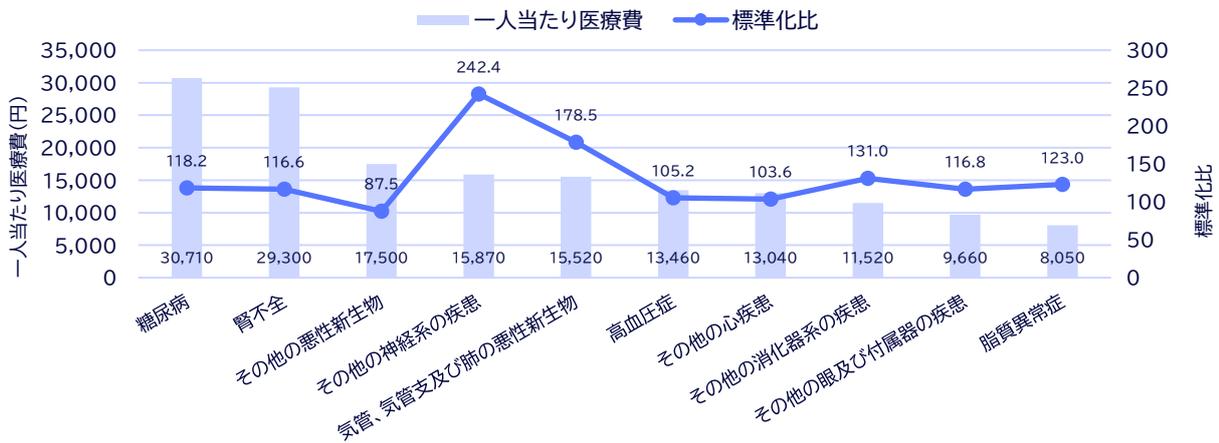
③ 疾病分類（中分類）別外来に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の一人当たり外来医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を求め、人口構成による影響を取り除いた上で国と比較する。

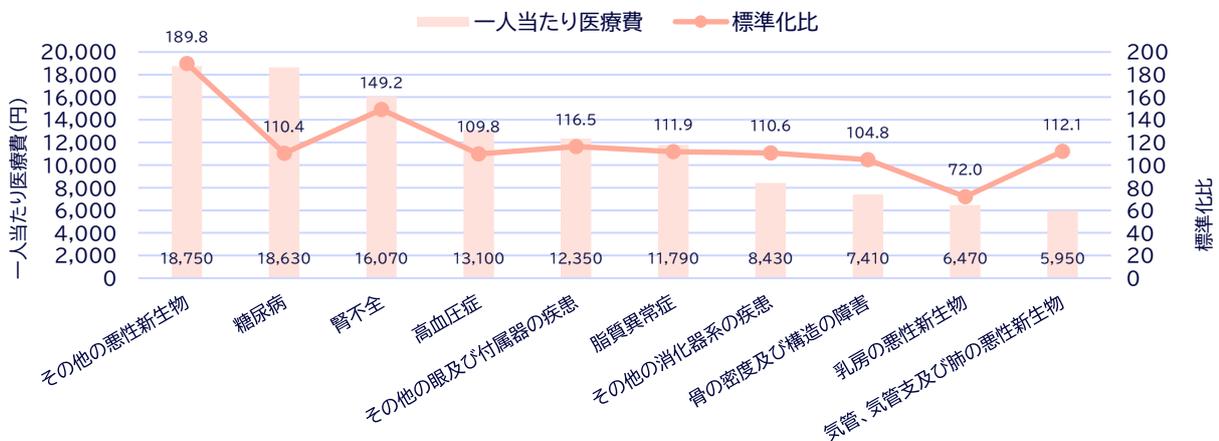
男性においては（図表3-3-3-3）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「腎不全」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「その他の神経系の疾患」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「その他の消化器系の疾患」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は2位（標準化比116.6）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比118.2）、「高血圧症」は6位（標準化比105.2）、「脂質異常症」は10位（標準化比123.0）となっている。

女性においては（図表3-3-3-4）、一人当たり外来医療費は「その他の悪性新生物」「糖尿病」「腎不全」の順に高く、標準化比は「その他の悪性新生物」「腎不全」「その他の眼及び付属器の疾患」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は3位（標準化比149.2）、基礎疾患である「糖尿病」は2位（標準化比110.4）、「高血圧症」は4位（標準化比109.8）、「脂質異常症」は6位（標準化比111.9）となっている。

図表3-3-3-3：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-3-4：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

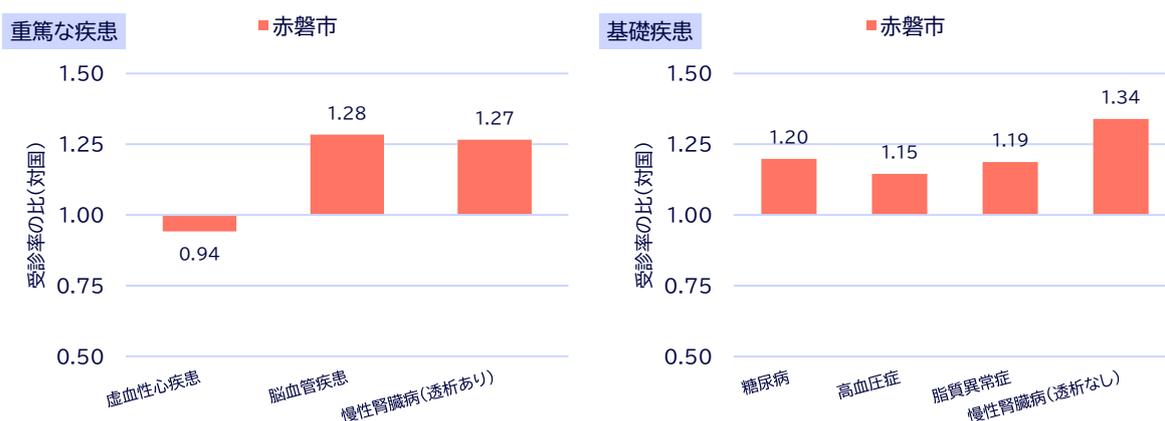
ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が1を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が1を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患の受診率をみると（図表3-3-4-1）、「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」が国より高い。

基礎疾患の受診率は、いずれも国より高い。

図表3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率						
	赤磐市	国	県	同規模	国との比		
					赤磐市	県	同規模
虚血性心疾患	4.4	4.7	4.3	5.1	0.94	0.92	1.09
脳血管疾患	13.1	10.2	11.9	11.7	1.28	1.17	1.14
慢性腎臓病（透析あり）	38.4	30.3	39.2	31.0	1.27	1.29	1.02

基礎疾患及び慢性腎臓病（透析なし）	受診率						
	赤磐市	国	県	同規模	国との比		
					赤磐市	県	同規模
糖尿病	780.1	651.2	741.1	768.0	1.20	1.14	1.18
高血圧症	994.5	868.1	901.0	1055.6	1.15	1.04	1.22
脂質異常症	676.9	570.5	589.1	615.6	1.19	1.03	1.08
慢性腎臓病（透析なし）	19.4	14.4	17.0	16.9	1.34	1.18	1.17

【出典】 KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

② 生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表3-3-4-2）をみると、令和4年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和1年度と比較して-27.9%で減少率は国・県より大きい。

「脳血管疾患」の受診率は、令和1年度と比較して0.0%である。国・県より小さい。

「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和1年度と比較して-7.0%で国・県が増加している中、減少している。

図表3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
赤磐市	6.1	5.3	4.3	4.4	-27.9
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	5.4	4.9	4.7	4.3	-20.4
同規模	6.1	5.6	5.4	5.1	-16.4

脳血管疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
赤磐市	13.1	11.6	12.5	13.1	0.0
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	12.8	12.6	12.0	11.9	-7.0
同規模	12.3	12.2	12.2	11.7	-4.9

慢性腎臓病（透析あり）	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
赤磐市	41.3	43.0	38.7	38.4	-7.0
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	36.6	38.4	39.6	39.2	7.1
同規模	28.7	29.5	30.4	31.0	8.0

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和1年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和1年度から令和4年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③ 人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表3-3-4-3）をみると、令和4年度の患者数は38人で、令和1年度の42人と比較して4人減少している。

令和4年度における新規の人工透析患者数は令和1年度と比較して減少しており、令和4年度においては男性4人、女性1人となっている。

図表3-3-4-3：人工透析患者数

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析患者数	男性（人）	29	29	27	23
	女性（人）	13	15	15	15
	合計（人）	42	44	42	38
	男性_新規（人）	8	3	6	4
	女性_新規（人）	2	7	2	1

【出典】KDB帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和1年から令和5年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内の新規の人工透析患者数を集計している

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者290人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は58.6%、「高血圧症」は81.0%、「脂質異常症」は84.1%である。「脳血管疾患」の患者423人では、「糖尿病」は47.3%、「高血圧症」は74.2%、「脂質異常症」は68.8%となっている。人工透析の患者38人では、「糖尿病」は47.4%、「高血圧症」は86.8%、「脂質異常症」は63.2%となっている。

図表3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
虚血性心疾患	175	-	115	-	290	-	
基礎疾患	糖尿病	110	62.9%	60	52.2%	170	58.6%
	高血圧症	144	82.3%	91	79.1%	235	81.0%
	脂質異常症	147	84.0%	97	84.3%	244	84.1%

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
脳血管疾患	237	-	186	-	423	-	
基礎疾患	糖尿病	121	51.1%	79	42.5%	200	47.3%
	高血圧症	183	77.2%	131	70.4%	314	74.2%
	脂質異常症	148	62.4%	143	76.9%	291	68.8%

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
人工透析	23	-	15	-	38	-	
基礎疾患	糖尿病	13	56.5%	5	33.3%	18	47.4%
	高血圧症	20	87.0%	13	86.7%	33	86.8%
	脂質異常症	13	56.5%	11	73.3%	24	63.2%

【出典】 KDB帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が1,247人（14.6%）、「高血圧症」が2,006人（23.5%）、「脂質異常症」が2,061人（24.1%）となっている。

図表3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
被保険者数	4,045	-	4,509	-	8,554	-	
基礎疾患	糖尿病	684	16.9%	563	12.5%	1,247	14.6%
	高血圧症	1,036	25.6%	970	21.5%	2,006	23.5%
	脂質異常症	903	22.3%	1,158	25.7%	2,061	24.1%

【出典】 KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月

(6) 高額なレセプトの状況

医療費のうち、1か月当たり30万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）についてみる（図表3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは20億4,700万円、2,683件で、総医療費の54.6%、総レセプト件数の3.1%を占めており、上位10疾病で高額なレセプトの53.2%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」が上位に入っている。

図表3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_1か月当たり30万円以上のレセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	3,750,760,270	-	86,619	-
高額なレセプトの合計	2,046,857,770	54.6%	2,683	3.1%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	高額なレセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	高額なレセプトのレセプト件数に占める割合
1位	その他の悪性新生物	241,113,520	11.8%	266	9.9%
2位	腎不全	216,647,880	10.6%	467	17.4%
3位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	127,952,170	6.3%	141	5.3%
4位	その他の心疾患	121,646,300	5.9%	79	2.9%
5位	その他の神経系の疾患	88,371,900	4.3%	75	2.8%
6位	骨折	69,520,100	3.4%	75	2.8%
7位	その他の呼吸器系の疾患	68,702,290	3.4%	96	3.6%
8位	その他の消化器系の疾患	57,442,010	2.8%	104	3.9%
9位	悪性リンパ腫	54,268,150	2.7%	33	1.2%
10位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	40,529,170	2.0%	53	2.0%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011-厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

(7) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）についてみる（図表3-3-7-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは2億4,300万円、432件で、総医療費の6.5%、総レセプト件数の0.5%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「脳内出血」が上位に入っている。

図表3-3-7-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	3,750,760,270	-	86,619	-
長期入院レセプトの合計	242,634,250	6.5%	432	0.5%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	27,336,670	11.3%	35	8.1%
2位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	26,516,380	10.9%	46	10.6%
3位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23,092,930	9.5%	60	13.9%
4位	てんかん	21,085,410	8.7%	39	9.0%
5位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	19,778,350	8.2%	47	10.9%
6位	その他の呼吸器系の疾患	18,693,230	7.7%	26	6.0%
7位	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	13,383,650	5.5%	36	8.3%
8位	脳内出血	12,631,980	5.2%	20	4.6%
9位	その他の心疾患	9,634,590	4.0%	10	2.3%
10位	喘息	8,210,520	3.4%	9	2.1%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

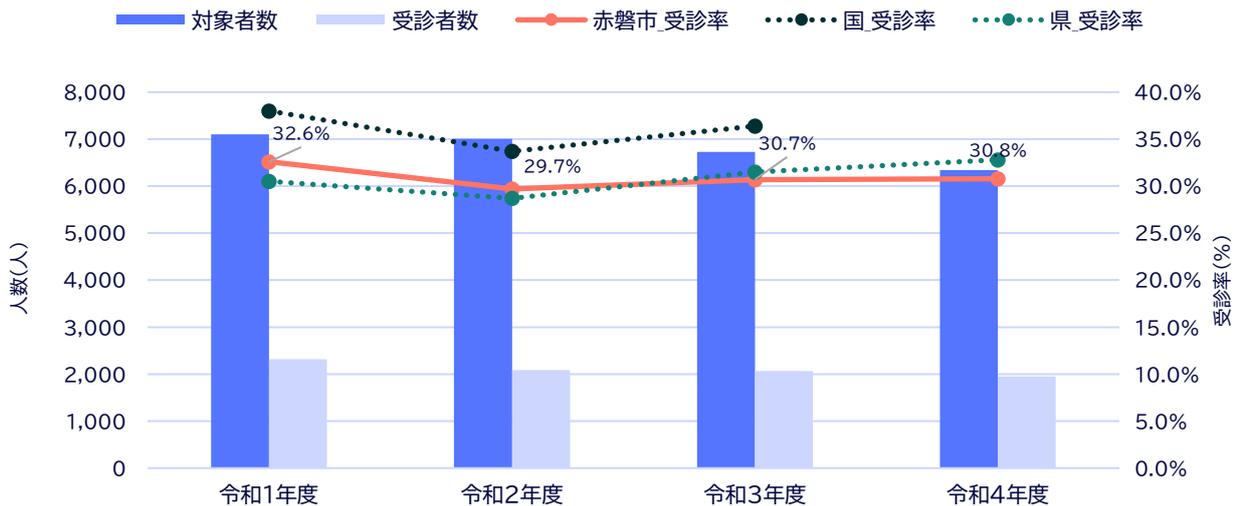
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関連するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況を見ると（図表3-4-1-1）、令和4年度の特定健診受診率は30.8%であり、県より低い。また、経年の推移を見ると、令和1年度と比較して1.8ポイント低下している。年齢階層別にみると（図表3-4-1-2）、特に50-54歳の特定健診受診率が低下している。

図表3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
特定健診対象者数 (人)	7,105	7,010	6,727	6,342	-763	
特定健診受診者数 (人)	2,315	2,084	2,068	1,952	-363	
特定健診受診率	赤磐市	32.6%	29.7%	30.7%	30.8%	-1.8
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	30.5%	28.7%	31.5%	32.8%	2.3

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※法定報告値に係る図表における令和4年度の数値は速報値である（以下同様）

図表3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	20.8%	15.7%	23.3%	20.0%	30.1%	37.1%	36.3%
令和2年度	14.9%	18.2%	14.3%	20.5%	26.1%	34.9%	33.3%
令和3年度	16.3%	18.6%	21.0%	18.5%	26.4%	35.9%	34.6%
令和4年度	17.3%	18.5%	16.7%	16.4%	31.1%	35.6%	34.8%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※KDB帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人は1,467人で、特定健診対象者の23.1%、特定健診受診者の75.2%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は3,022人で、特定健診対象者の47.6%、特定健診未受診者の68.7%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,377人で、特定健診対象者の21.7%であり、これらの人の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64歳		65-74歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	2,017	-	4,334	-	6,351	-	-
特定健診受診者数	431	-	1,521	-	1,952	-	-
生活習慣病_治療なし	171	8.5%	314	7.2%	485	7.6%	24.8%
生活習慣病_治療中	260	12.9%	1,207	27.8%	1,467	23.1%	75.2%
特定健診未受診者数	1,586	-	2,813	-	4,399	-	-
生活習慣病_治療なし	730	36.2%	647	14.9%	1,377	21.7%	31.3%
生活習慣病_治療中	856	42.4%	2,166	50.0%	3,022	47.6%	68.7%

【出典】KDB帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5） 令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

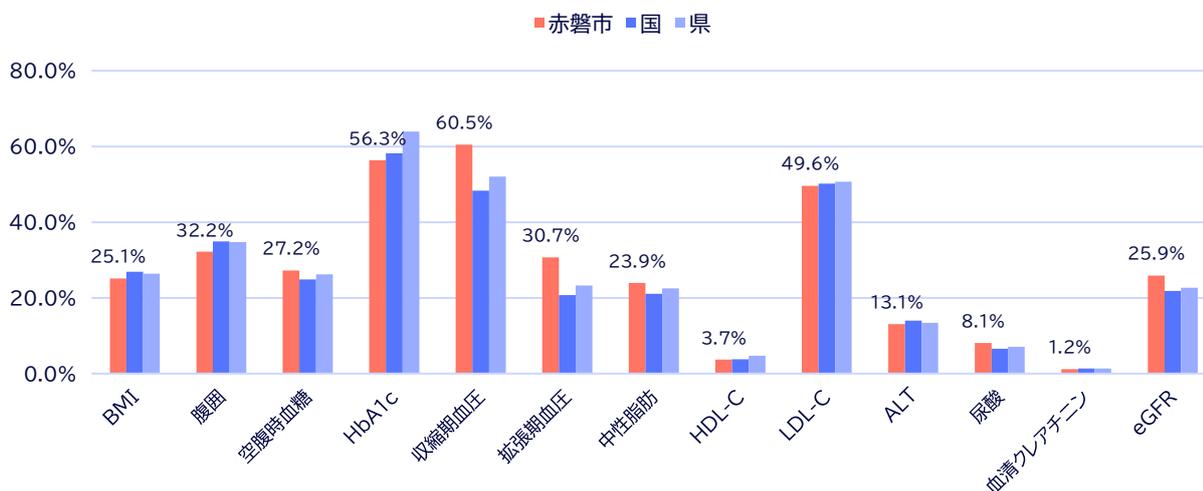
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、赤磐市の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「空腹時血糖」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「尿酸」「eGFR」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
赤磐市	25.1%	32.2%	27.2%	56.3%	60.5%	30.7%	23.9%	3.7%	49.6%	13.1%	8.1%	1.2%	25.9%
国	26.9%	34.9%	24.9%	58.2%	48.3%	20.7%	21.1%	3.8%	50.2%	14.0%	6.6%	1.3%	21.8%
県	26.4%	34.7%	26.2%	63.9%	52.0%	23.3%	22.5%	4.7%	50.7%	13.4%	7.1%	1.3%	22.7%

【出典】 KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

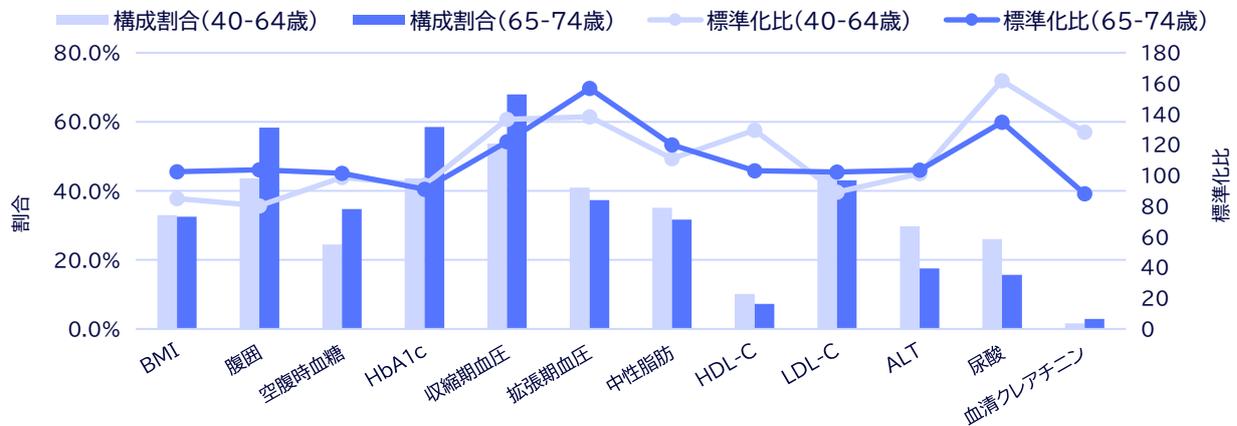
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL以上
腹囲	男性：85cm以上、女性：90cm以上 (内臓脂肪面積の場合：100cm ² 以上)	HDL-C	40mg/dL未満
		LDL-C	120mg/dL以上
空腹時血糖	100mg/dL以上	ALT	31U/L以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL超過
収縮期血圧	130mmHg以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL以上
拡張期血圧	85mmHg以上	eGFR	60ml/分/1.73m ² 未満

【出典】 KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

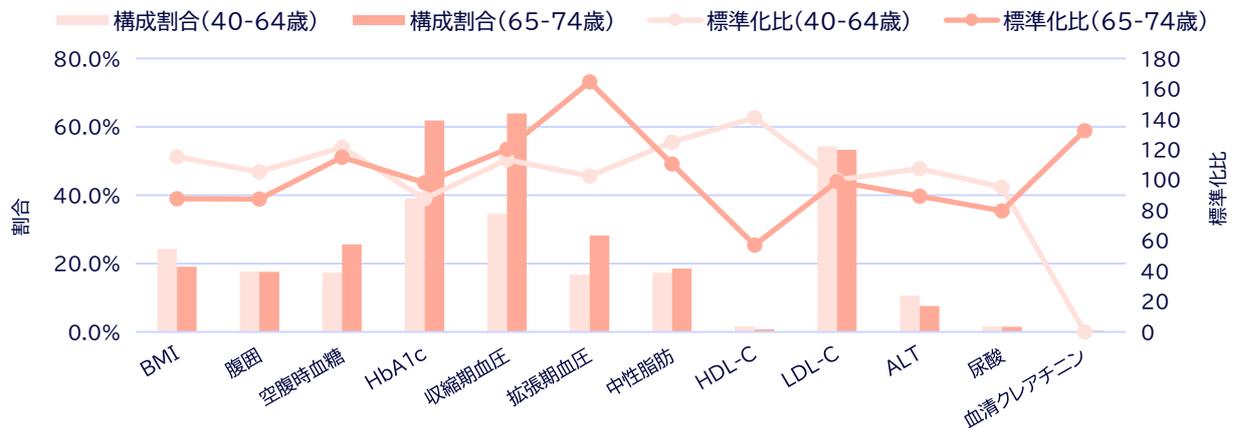
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）、男性では「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」「尿酸」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「空腹時血糖」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。

図表3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	33.0%	43.6%	24.5%	43.6%	53.7%	41.0%	35.1%	10.1%	45.7%	29.8%	26.1%	1.6%
	標準化比	85.0	80.3	98.9	93.7	136.7	138.3	111.0	129.5	89.2	101.2	161.8	128.3
65-74歳	構成割合	32.5%	58.3%	34.8%	58.5%	68.0%	37.3%	31.7%	7.2%	43.0%	17.6%	15.7%	2.9%
	標準化比	102.6	103.7	101.5	91.0	122.2	156.8	119.9	103.1	102.2	103.6	134.9	88.1

図表3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	24.3%	17.7%	17.3%	39.1%	34.6%	16.9%	17.3%	1.6%	54.3%	10.7%	1.6%	0.0%
	標準化比	115.3	105.3	121.5	87.6	113.3	102.7	124.8	141.1	100.2	107.4	95.4	0.0
65-74歳	構成割合	19.0%	17.6%	25.6%	61.9%	63.9%	28.2%	18.5%	0.7%	53.3%	7.6%	1.5%	0.4%
	標準化比	87.8	87.5	115.1	98.2	120.3	164.6	110.7	57.2	99.0	89.5	79.7	132.5

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは赤磐市のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況を見る。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況を見ると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は397人で特定健診受診者（1,952人）における該当者割合は20.3%で、該当者割合は国・県より低い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の35.5%が、女性では10.5%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は195人で特定健診受診者における該当者割合は10.0%となっており、該当者割合は国・県より低い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の16.5%が、女性では5.7%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	赤磐市		国	県	同規模
	対象者数（人）	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者	397	20.3%	20.6%	21.4%	21.3%
男性	273	35.5%	32.9%	34.2%	32.7%
女性	124	10.5%	11.3%	12.0%	11.9%
メタボ予備群該当者	195	10.0%	11.1%	10.4%	10.8%
男性	127	16.5%	17.8%	16.8%	16.8%
女性	68	5.7%	6.0%	5.7%	5.9%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

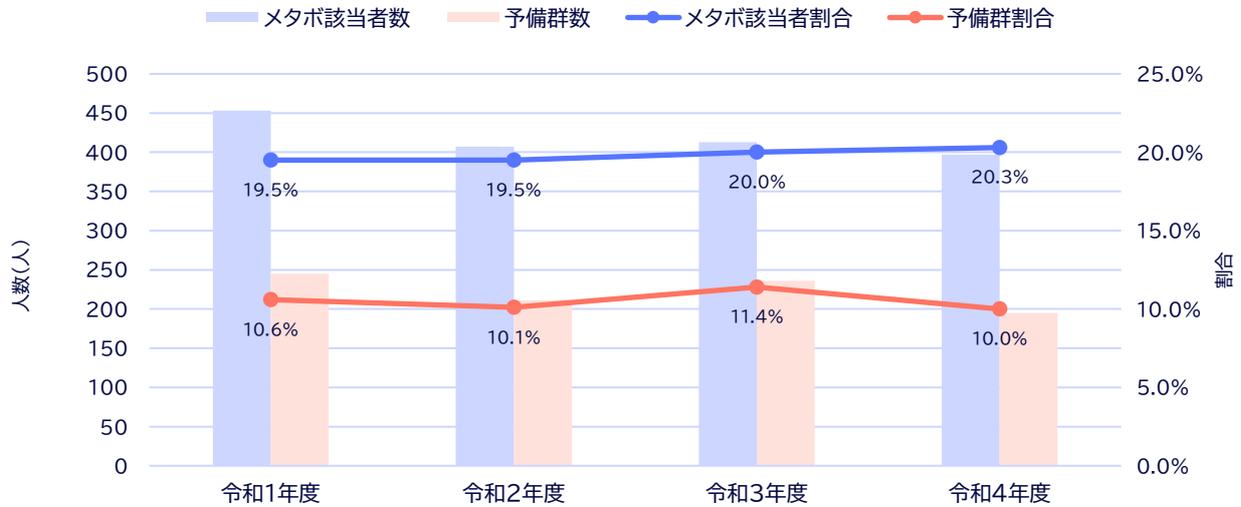
メタボ該当者	腹囲 85cm（男性）	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90cm（女性）以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和1年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は0.8ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は0.6ポイント減少している。

図表3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和1年度と令和4年度の割合の差
	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	
メタボ該当者	453	19.5%	407	19.5%	413	20.0%	397	20.3%	0.8
メタボ予備群該当者	245	10.6%	211	10.1%	236	11.4%	195	10.0%	-0.6

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況をみる（図表3-4-3-3）。

メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、397人中177人が該当しており、特定健診受診者数の9.1%を占めている。

メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、195人中144人が該当しており、特定健診受診者数の7.4%を占めている。

図表3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数	769	-	1,183	-	1,952	-
腹囲基準値以上	421	54.7%	208	17.6%	629	32.2%
メタボ該当者	273	35.5%	124	10.5%	397	20.3%
高血糖・高血圧該当者	46	6.0%	13	1.1%	59	3.0%
高血糖・脂質異常該当者	10	1.3%	7	0.6%	17	0.9%
高血圧・脂質異常該当者	121	15.7%	56	4.7%	177	9.1%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	96	12.5%	48	4.1%	144	7.4%
メタボ予備群該当者	127	16.5%	68	5.7%	195	10.0%
高血糖該当者	8	1.0%	1	0.1%	9	0.5%
高血圧該当者	93	12.1%	51	4.3%	144	7.4%
脂質異常該当者	26	3.4%	16	1.4%	42	2.2%
腹囲のみ該当者	21	2.7%	16	1.4%	37	1.9%

【出典】KDB帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式5-3） 令和4年度 年次

(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表3-4-4-1）、令和4年度では241人で、特定健診受診者1,952人中12.3%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した人の割合、すなわち特定保健指導実施率は51.0%で、特定保健指導実施率は県より高い。

令和4年度の実施率は、令和1年度の実施率5.6%と比較すると45.4ポイント上昇している。

図表3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
特定健診受診者数 (人)	2,315	2,084	2,068	1,952	-363	
特定保健指導対象者数 (人)	302	263	273	241	-61	
特定保健指導該当者割合	13.0%	12.6%	13.2%	12.3%	-0.7	
特定保健指導実施者数 (人)	17	27	140	193	176	
特定保健指導実施率	赤磐市	5.6%	10.3%	51.3%	51.0%	45.4
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-	-
	県	17.8%	17.9%	18.8%	18.8%	1.0

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）
 公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和4年度

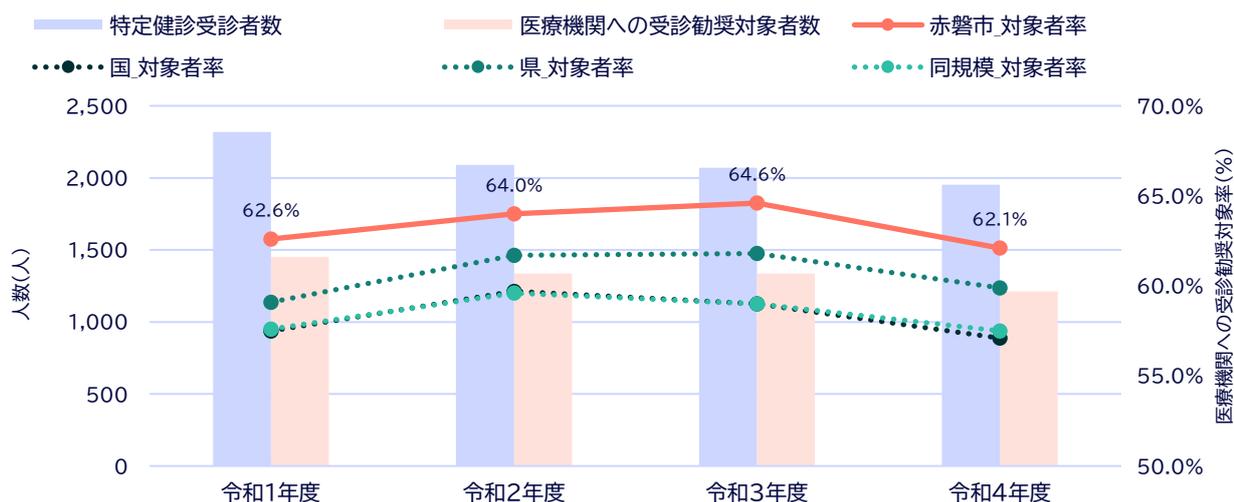
(5) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、赤磐市の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表3-4-5-1）、令和4年度における受診勧奨対象者数は1,213人で、特定健診受診者の62.1%を占めている。該当者割合は、国・県より高く、令和1年度と比較すると0.5ポイント減少している。なお、図表3-4-5-1における受診勧奨対象者は1項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表3-4-5-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の受診勧奨対象者率の差	
特定健診受診者数 (人)	2,318	2,089	2,070	1,952	-	
医療機関への受診勧奨対象者数 (人)	1,451	1,337	1,337	1,213	-	
受診勧奨対象者率	赤磐市	62.6%	64.0%	64.6%	62.1%	-0.5
	国	57.5%	59.7%	59.0%	57.1%	-0.4
	県	59.1%	61.7%	61.8%	59.9%	0.8
	同規模	57.6%	59.6%	59.0%	57.5%	-0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	中性脂肪	300mg/dL以上	AST	51U/L以上
HbA1c	6.5%以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下	ALT	51U/L以上
随時血糖	126mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上	γ-GTP	101U/L以上
収縮期血圧	140mmHg以上	Non-HDLコレステロール	170mg/dL以上	eGFR	45ml/分/1.73m ² 未満
拡張期血圧	90mmHg以上	ヘモグロビン	男性12.1g/dL未満、女性11.1g/dL未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにもみる（図表3-4-5-2）。

令和4年度において、血糖ではHbA1c6.5%以上の方は132人で特定健診受診者の6.8%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

血圧では、Ⅰ度高血圧以上の方は766人で特定健診受診者の39.2%を占めており、令和1年度と比較すると割合は増加している。

脂質ではLDL-C140mg/dL以上の方は509人で特定健診受診者の26.1%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

図表3-4-5-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数		2,318	-	2,089	-	2,070	-	1,952	-
血糖 (HbA1c)	6.5%以上7.0%未満	104	4.5%	78	3.7%	55	2.7%	53	2.7%
	7.0%以上8.0%未満	63	2.7%	46	2.2%	52	2.5%	61	3.1%
	8.0%以上	23	1.0%	21	1.0%	22	1.1%	18	0.9%
	合計	190	8.2%	145	6.9%	129	6.2%	132	6.8%

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数		2,318	-	2,089	-	2,070	-	1,952	-
血圧	Ⅰ度高血圧	604	26.1%	566	27.1%	573	27.7%	554	28.4%
	Ⅱ度高血圧	179	7.7%	196	9.4%	173	8.4%	172	8.8%
	Ⅲ度高血圧	53	2.3%	64	3.1%	53	2.6%	40	2.0%
	合計	836	36.1%	826	39.5%	799	38.6%	766	39.2%

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数		2,318	-	2,089	-	2,070	-	1,952	-
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上160mg/dL未満	395	17.0%	339	16.2%	356	17.2%	305	15.6%
	160mg/dL以上180mg/dL未満	193	8.3%	157	7.5%	171	8.3%	138	7.1%
	180mg/dL以上	110	4.7%	97	4.6%	92	4.4%	66	3.4%
	合計	698	30.1%	593	28.4%	619	29.9%	509	26.1%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和1年度から令和4年度 累計

参考：Ⅰ度・Ⅱ度・Ⅲ度高血圧の定義

Ⅰ度高血圧	収縮期血圧140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧90-99mmHg
Ⅱ度高血圧	収縮期血圧160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧100-109mmHg
Ⅲ度高血圧	収縮期血圧180mmHg以上 かつ/または 拡張期血圧110mmHg以上

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

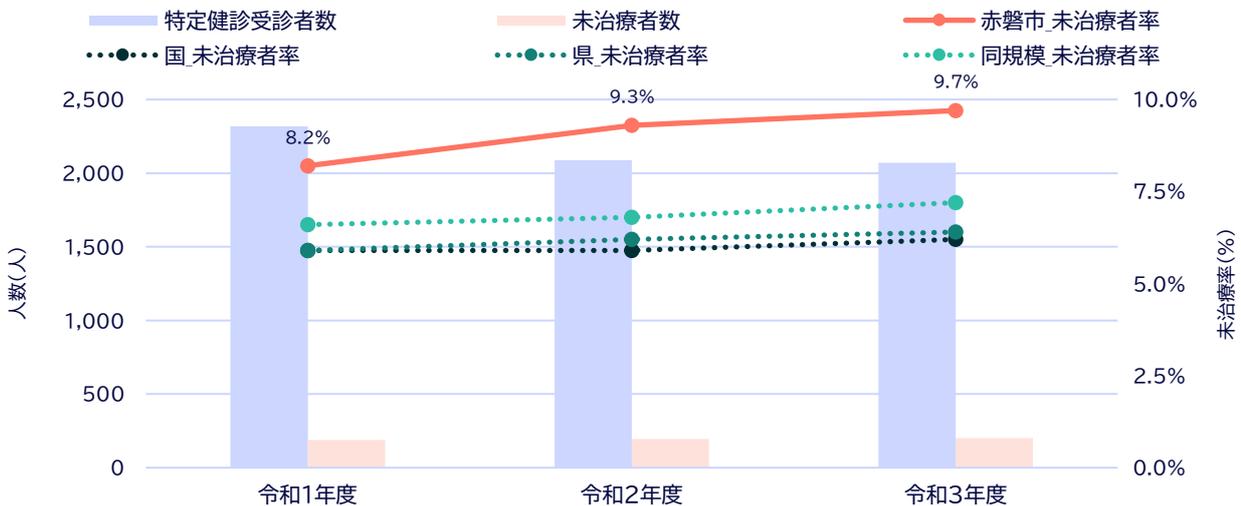
③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにもかかわらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのかが把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況をみると（図表3-4-5-3）、令和3年度の特定健診受診者2,070人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は9.7%であり、国・県より高い。未治療者率は、令和1年度と比較して1.5ポイント増加している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表3-4-5-3：受診勧奨対象者における未治療者率



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和1年度と令和3年度の未治療者率の差	
特定健診受診者数（人）	2,318	2,089	2,070	-	
（参考）医療機関への受診勧奨対象者数（人）	1,451	1,337	1,337	-	
未治療者数（人）	189	194	201	-	
未治療者率	赤磐市	8.2%	9.3%	9.7%	1.5
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	5.9%	6.2%	6.4%	0.5
	同規模	6.6%	6.8%	7.2%	0.6

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況を見る（図表3-4-5-4）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった132人の37.1%および、血圧がⅠ度高血圧以上であった766人の61.7%、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった509人の80.4%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった35人の22.9%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

図表3-4-5-4：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖 (HbA1c)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
6.5%以上7.0%未満	53	28	52.8%
7.0%以上8.0%未満	61	16	26.2%
8.0%以上	18	5	27.8%
合計	132	49	37.1%

血圧	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
Ⅰ度高血圧	554	339	61.2%
Ⅱ度高血圧	172	107	62.2%
Ⅲ度高血圧	40	27	67.5%
合計	766	473	61.7%

脂質 (LDL-C)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
140mg/dL以上160mg/dL未満	305	251	82.3%
160mg/dL以上180mg/dL未満	138	113	81.9%
180mg/dL以上	66	45	68.2%
合計	509	409	80.4%

腎機能 (eGFR)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合	服薬なしのうち、透析なし_人数 (人)	該当者のうち、服薬なし_透析なし_割合
30ml/分/1.73m ² 以上 45ml/分/1.73m ² 未満	31	8	25.8%	7	22.6%
15ml/分/1.73m ² 以上 30ml/分/1.73m ² 未満	3	0	0.0%	0	0.0%
15ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	35	8	22.9%	7	20.0%

【出典】KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

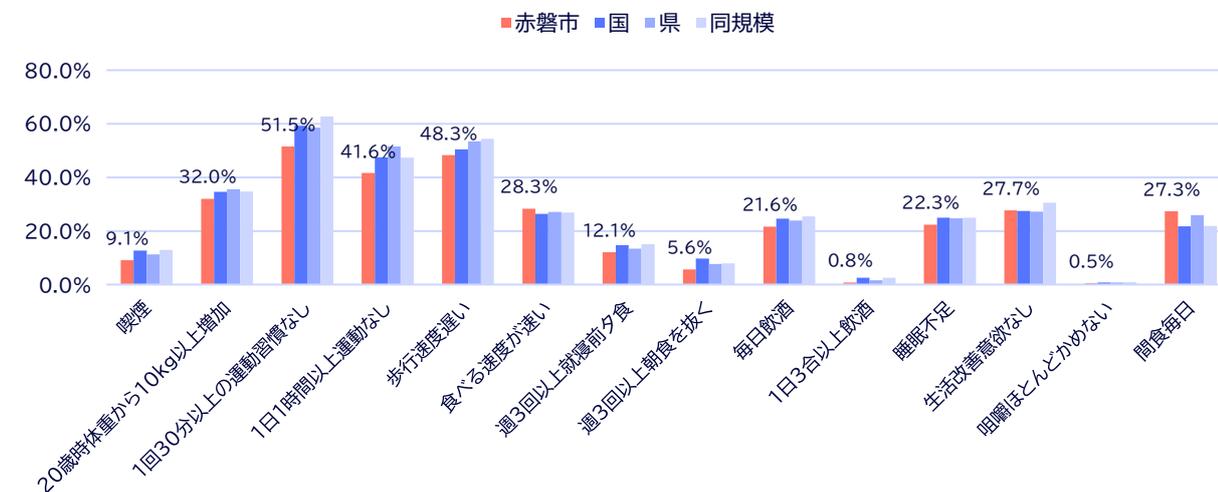
(6) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、赤磐市の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表3-4-6-1）、国や県と比較して「食べる速度が速い」「生活改善意欲なし」「間食毎日」の回答割合が高い。

図表3-4-6-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



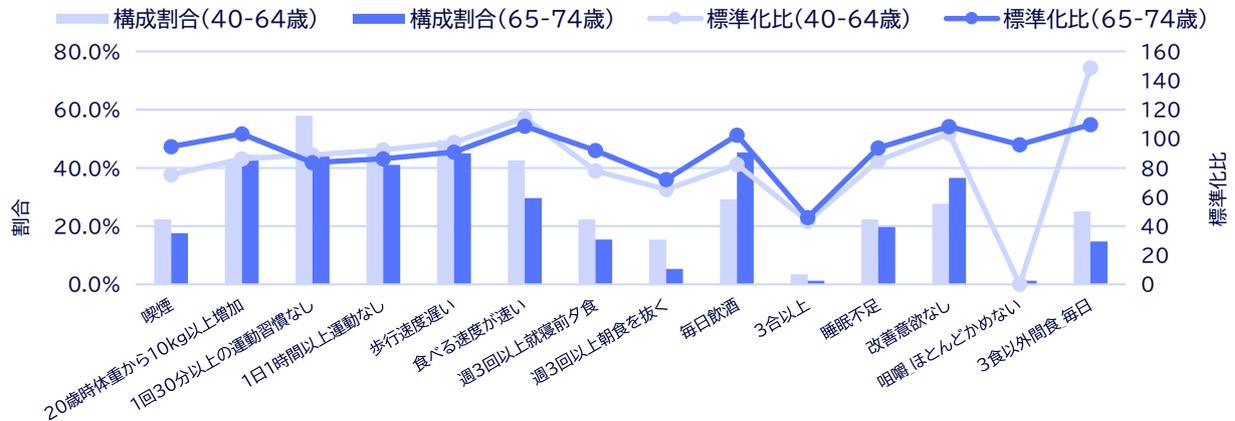
	喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の 運動習慣 なし	1日1時間 以上 運動なし	歩行速度 遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠不足	生活改善 意欲なし	咀嚼 ほとんど かめない	間食 毎日
赤磐市	9.1%	32.0%	51.5%	41.6%	48.3%	28.3%	12.1%	5.6%	21.6%	0.8%	22.3%	27.7%	0.5%	27.3%
国	12.7%	34.6%	59.3%	47.5%	50.4%	26.4%	14.7%	9.7%	24.6%	2.5%	24.9%	27.5%	0.8%	21.7%
県	11.2%	35.6%	58.6%	51.5%	53.4%	27.1%	13.4%	7.7%	23.9%	1.6%	24.7%	27.2%	0.7%	25.9%
同規模	12.9%	34.7%	62.7%	47.3%	54.4%	26.8%	15.0%	7.9%	25.4%	2.5%	25.0%	30.5%	0.9%	21.9%

【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度 年次

② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

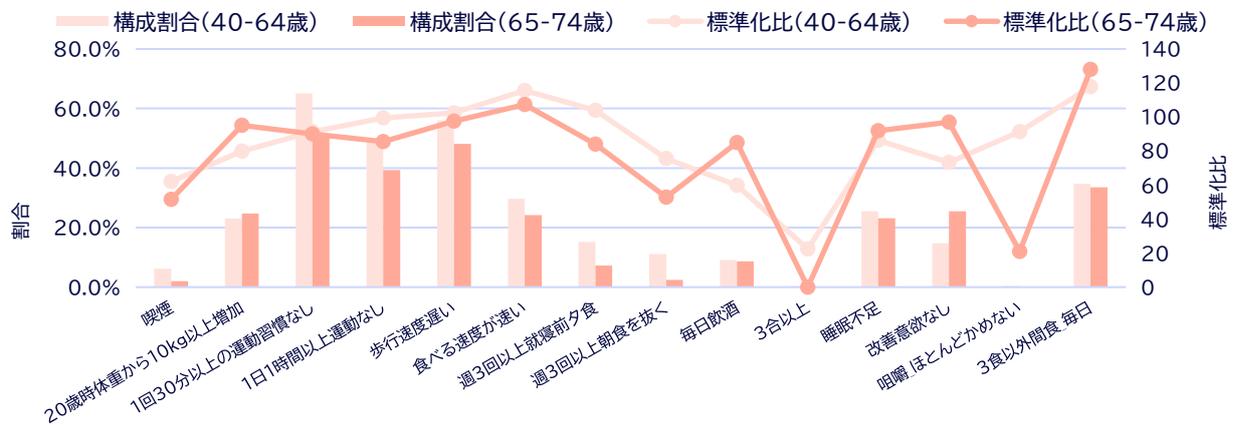
さらに、国における各設問への回答者割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表3-4-6-2・図表3-4-6-3）、男性では「3食以外間食_毎日」「食べる速度が速い」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「3食以外間食_毎日」「食べる速度が速い」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表3-4-6-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が速い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼_ほとんどかめない	間食_毎日
40-64歳	回答割合 22.3%	42.0%	58.0%	45.7%	49.5%	42.6%	22.3%	15.4%	29.3%	3.4%	22.3%	27.7%	0.0%	25.0%
	標準化比 75.4	86.4	89.0	92.5	97.4	114.4	78.0	65.2	82.3	43.3	84.9	103.6	0.0	148.9
65-74歳	回答割合 17.6%	44.3%	44.1%	41.0%	45.0%	29.7%	15.3%	5.3%	45.3%	1.3%	19.7%	36.6%	1.2%	14.7%
	標準化比 94.7	103.4	83.6	86.4	91.0	108.8	92.0	72.0	102.4	46.0	93.8	108.5	96.0	109.8

図表3-4-6-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が速い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼_ほとんどかめない	間食_毎日
40-64歳	回答割合 6.2%	23.0%	65.0%	48.6%	56.0%	29.6%	15.2%	11.1%	9.1%	0.4%	25.5%	14.8%	0.4%	34.7%
	標準化比 62.0	79.8	91.4	99.4	102.5	115.5	103.9	75.5	59.8	22.4	86.3	73.3	91.3	117.7
65-74歳	回答割合 2.0%	24.7%	51.3%	39.3%	48.1%	24.2%	7.3%	2.5%	8.6%	0.0%	23.2%	25.5%	0.1%	33.6%
	標準化比 51.6	95.0	90.0	85.6	97.6	107.2	84.0	52.8	85.0	0.0	91.9	97.0	20.9	128.0

【出典】KDB帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表3-5-1-1）、国民健康保険（以下、国保という）の加入者数は8,554人、国保加入率は19.8%で、国・県より高い。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢者という。）の加入者数は7,975人、後期高齢者加入率は18.4%で、国・県より高い。

図表3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	赤磐市	国	県	赤磐市	国	県
総人口	43,244	-	-	43,244	-	-
保険加入者数（人）	8,554	-	-	7,975	-	-
保険加入率	19.8%	19.7%	18.4%	18.4%	15.4%	16.9%

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表3-5-2-1）をみると、前期高齢者である65-74歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（1.5ポイント）、「脳血管疾患」（4.7ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（2.2ポイント）である。75歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（2.9ポイント）、「脳血管疾患」（2.5ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（-0.3ポイント）である。

図表3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74歳			75歳以上		
	赤磐市	国	国との差	赤磐市	国	国との差
糖尿病	24.2%	21.6%	2.6	25.8%	24.9%	0.9
高血圧症	38.2%	35.3%	2.9	59.2%	56.3%	2.9
脂質異常症	28.5%	24.2%	4.3	38.3%	34.1%	4.2
心臓病	41.6%	40.1%	1.5	66.5%	63.6%	2.9
脳血管疾患	24.4%	19.7%	4.7	25.6%	23.1%	2.5
筋・骨格関連疾患	38.1%	35.9%	2.2	56.1%	56.4%	-0.3
精神疾患	28.3%	25.5%	2.8	44.3%	38.7%	5.6

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて2,830円多く、外来医療費は3,500円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて170円少なく、外来医療費は1,430円少ない。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では0.8ポイント高く、後期高齢者では1.0ポイント高い。

図表3-5-3-1：保険種別の一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	赤磐市	国	国との差	赤磐市	国	国との差
入院_一人当たり医療費（円）	14,480	11,650	2,830	36,650	36,820	-170
外来_一人当たり医療費（円）	20,900	17,400	3,500	32,910	34,340	-1,430
総医療費に占める入院医療費の割合	40.9%	40.1%	0.8	52.7%	51.7%	1.0

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の18.8%を占めており、国と比べて2.0ポイント高い。後期高齢者では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の12.1%を占めており、国と比べて0.9ポイント高い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「狭心症」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	赤磐市	国	国との差	赤磐市	国	国との差
糖尿病	5.7%	5.4%	0.3	4.4%	4.1%	0.3
高血圧症	3.1%	3.1%	0.0	3.2%	3.0%	0.2
脂質異常症	2.3%	2.1%	0.2	1.6%	1.4%	0.2
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
動脈硬化症	0.1%	0.1%	0.0	0.1%	0.2%	-0.1
がん	18.8%	16.8%	2.0	12.1%	11.2%	0.9
脳出血	0.4%	0.7%	-0.3	0.8%	0.7%	0.1
脳梗塞	1.2%	1.4%	-0.2	2.2%	3.2%	-1.0
狭心症	1.0%	1.1%	-0.1	1.3%	1.3%	0.0
心筋梗塞	0.1%	0.3%	-0.2	0.5%	0.3%	0.2
慢性腎臓病（透析あり）	4.2%	4.4%	-0.2	4.0%	4.6%	-0.6
慢性腎臓病（透析なし）	0.4%	0.3%	0.1	0.5%	0.5%	0.0
精神疾患	5.6%	7.9%	-2.3	2.9%	3.6%	-0.7
筋・骨格関連疾患	8.0%	8.7%	-0.7	10.6%	12.4%	-1.8

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾病の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表3-5-4-1）をみると、国と比べて、男性では「骨折」の受診率は高く、「骨粗しょう症」の受診率は低い。また、女性では「骨折」の受診率は国と同程度であり、「骨粗しょう症」の受診率は高い。

図表3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は4.7%で、国と比べて19.9ポイント低い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は55.6%で、国と比べて5.3ポイント低い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「脂質」「血糖・脂質」「血圧・脂質」の該当割合が高い。

図表3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

		後期高齢者		
		赤磐市	国	国との差
健診受診率		4.7%	24.6%	-19.9
受診勧奨対象者率		55.6%	60.9%	-5.3
有所見者の状況	血糖	3.1%	5.7%	-2.6
	血圧	22.3%	24.3%	-2.0
	脂質	13.6%	10.8%	2.8
	血糖・血圧	2.1%	3.1%	-1.0
	血糖・脂質	1.3%	1.3%	0.0
	血圧・脂質	8.9%	6.9%	2.0
	血糖・血圧・脂質	0.0%	0.8%	-0.8

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	収縮期血圧	140mmHg以上	中性脂肪	300mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血圧	90mmHg以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下		

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況をみると（図表3-5-6-1）、国と比べて、下表の全ての項目における回答割合が低い。

図表3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		赤磐市	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	0.3%	1.1%	-0.8
心の健康	毎日の生活に「不満」	0.0%	1.1%	-1.1
食習慣	1日3食「食べていない」	1.0%	5.4%	-4.4
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	23.7%	27.8%	-4.1
	お茶や汁物等で「むせることがある」	17.1%	20.9%	-3.8
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	11.2%	11.7%	-0.5
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	46.1%	59.1%	-13.0
	この1年間に「転倒したことがある」	17.8%	18.1%	-0.3
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	22.4%	37.2%	-14.8
認知	周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」	13.2%	16.2%	-3.0
	今日が何月何日かわからない日が「ある」	21.1%	24.8%	-3.7
喫煙	たばこを「吸っている」	2.3%	4.8%	-2.5
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	4.3%	9.4%	-5.1
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	1.6%	5.6%	-4.0
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	3.6%	4.9%	-1.3

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況をみると（図表3-6-1-1）、重複処方該当者数は78人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する者

図表3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	298	70	20	7	3	2	1	0	0	0
	3医療機関以上	8	8	3	2	1	1	1	0	0	
	4医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況をみると（図表3-6-2-1）、多剤処方該当者数は23人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
処方日数	1日以上	4,562	3,786	2,963	2,208	1,539	1,045	733	472	315	190	23	0
	15日以上	3,745	3,322	2,704	2,074	1,476	1,016	718	465	313	190	23	0
	30日以上	3,187	2,841	2,347	1,830	1,325	934	669	441	300	179	23	0
	60日以上	1,826	1,662	1,409	1,133	856	627	465	312	217	134	19	0
	90日以上	831	762	664	557	438	337	255	181	130	84	12	0
	120日以上	396	372	331	284	230	180	136	99	75	50	9	0
	150日以上	186	172	151	136	112	86	63	46	37	26	4	0
	180日以上	132	121	103	93	74	54	40	29	25	18	2	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(3) 後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は82.1%で、県の79.4%と比較して2.7ポイント高い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
赤磐市	76.4%	79.4%	80.2%	80.5%	80.5%	80.5%	82.1%
県	75.1%	77.6%	78.2%	78.9%	79.0%	79.0%	79.4%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況をみると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は16.6%で、国・県より高い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

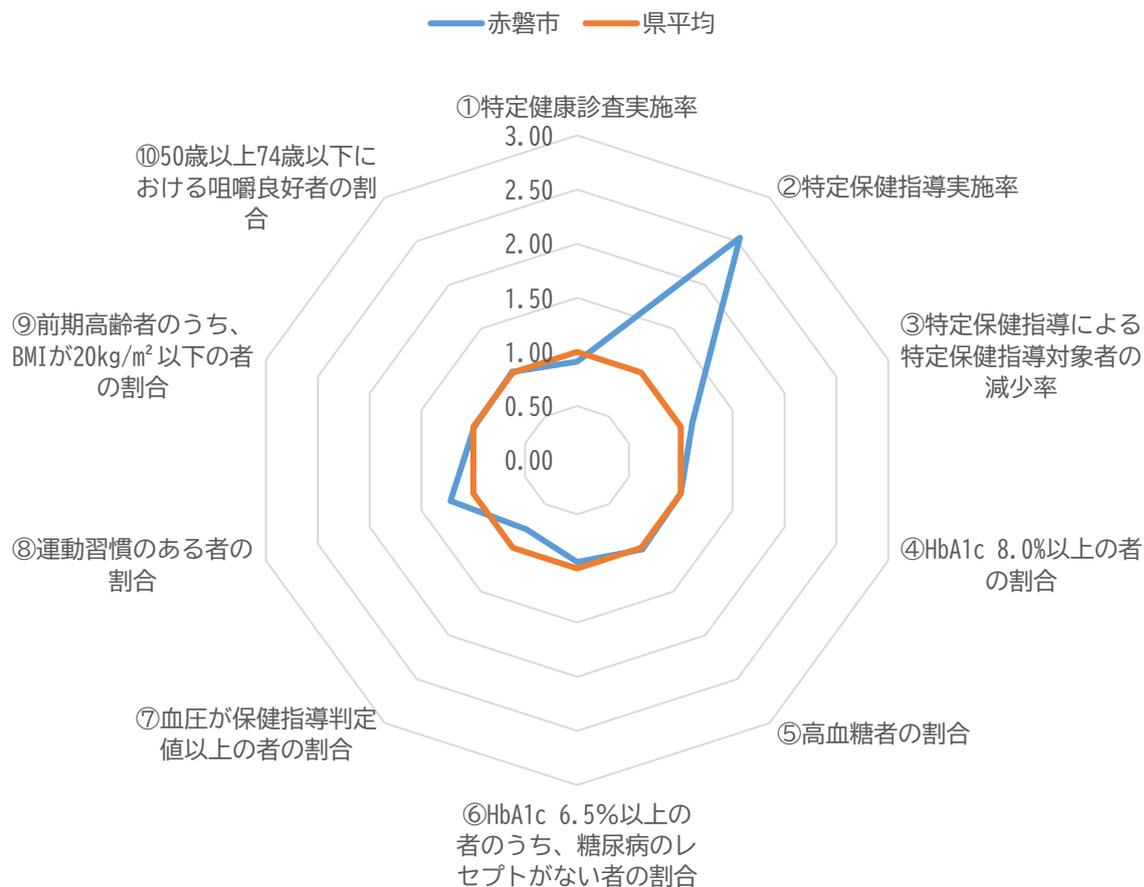
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
赤磐市	9.9%	18.9%	15.5%	18.3%	20.2%	16.6%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	9.9%	17.0%	14.9%	16.7%	20.1%	15.7%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

(5) 岡山県の共通評価指標

データヘルス計画の都道府県レベルでの標準化を目的として県が設定した共通指標10項目のうち、特に、「血圧が保健指導判定値以上の者の割合」が低い。(図表3-6-5-1)

図表3-6-5-1：赤磐市の各指標値の実績と岡山県平均値との比較



	実績値		レーダーチャートの数値
	赤磐市(a)	県平均(b)	赤磐市 (a/b or (100-a)/(100-b))
①特定健康診査実施率	30.78	33.72	0.91
②特定保健指導実施率	51.04	20.12	2.54
③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	24.26	21.95	1.11
④HbA1c 8.0%以上の者の割合	1.13	1.23	1.00
⑤高血糖者の割合	8.30	10.05	1.02
⑥HbA1c 6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合	19.70	14.32	0.94
⑦血圧が保健指導判定値以上の者の割合	62.91	53.21	0.79
⑧運動習慣のある者の割合	48.49	39.90	1.22
⑨前期高齢者のうち、BMIが20kg/m ² 以下の者の割合	19.46	18.56	0.99
⑩50歳以上74歳以下における咀嚼良好者の割合	79.92	78.78	1.01

【出典】岡山県 データヘルス計画共通評価指標

7 健康課題の整理

(1) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態	
平均余命 平均自立期間	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の平均余命は82.8年で、国・県より長い。国と比較すると、+1.1年である。女性の平均余命は87.9年で、県より短い。国より長い。国と比較すると、+0.1年である。(図表2-1-2-1) ・男性の平均自立期間は81.4年で、国・県より長い。国と比較すると、+1.3年である。女性の平均自立期間は85.0年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.6年である。(図表2-1-2-1)
死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第2位(6.2%)、「脳血管疾患」は第4位(5.7%)、「腎不全」は第11位(2.2%)と、いずれも死因の上位に位置している。(図表3-1-1-1) ・平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞183.7(男性)162.7(女性)、脳血管疾患90.3(男性)96.6(女性)、腎不全95.8(男性)93.5(女性)。(図表3-1-2-1・図表3-1-2-2)
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.4年、女性は2.9年となっている。(図表2-1-2-1) ・介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は63.6%、「脳血管疾患」は25.4%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」(25.5%)、「高血圧症」(56.7%)、「脂質異常症」(37.3%)である。(図表3-2-3-1)

生活習慣病重症化

医療費	・入院	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「その他の循環器系の疾患」が12位(2.6%)となっている。これらの疾患の受診率をみると、「その他の循環器系の疾患」が国の1.6倍となっている。(図表3-3-2-2・図表3-3-2-3) ・重篤な疾患の患者は、基礎疾患(「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」)を有している人が多い。(図表3-3-5-1)
	・外来(透析)	<ul style="list-style-type: none"> ・「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の8.7%を占めている。(図表3-3-3-1) ・生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病(透析あり)」の受診率は、国より高い。(図表3-3-4-1) ・「慢性腎臓病(透析あり)」患者のうち、「糖尿病」を有している人は47.4%、「高血圧症」は86.8%、「脂質異常症」は63.2%となっている。(図表3-3-5-1)
	・入院・外来	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「狭心症」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。(図表3-5-3-2)



◀重症化予防

生活習慣病	
医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病(透析なし)」の外来受診率は、いずれも国より高い。(図表3-3-4-1) ・令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が1,247人(14.6%)、「高血圧症」が2,006人(23.5%)、「脂質異常症」が2,061人(24.1%)である。(図表3-3-5-2)
特定健診 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨対象者数は1,213人で、特定健診受診者の62.1%となっており、0.5ポイント減少している。(図表3-4-5-1) ・受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった132人の37.1%、血圧では1度高血圧以上であった766人の61.7%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった509人の80.4%、腎機能ではeGFRが45ml/分/1.73㎡未満であった35人の22.9%である。(図表3-4-5-4)



◀生活習慣病発症予防・保健指導

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム	
特定健診 ・メタボ該当者 ・メタボ予備群 該当者 ・特定健診 有所見者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のメタボ該当者は397人(20.3%)で増加しており、メタボ予備群該当者は195人(10.0%)で減少している。(図表3-4-3-2) ・令和4年度の特定保健指導実施率は51.0%であり、県より高い。(図表3-4-4-1) ・有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」「尿酸」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「空腹時血糖」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。(図表3-4-2-2・図表3-4-2-3)



◀早期発見・特定健診

不健康な生活習慣	
健康に関する意識	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の特定健診受診率は30.8%であり、県より低い。(図表3-4-1-1) ・令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,377人で、特定健診対象者の21.7%となっている。(図表3-4-1-3)
特定健診 ・生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「3食以外間食_毎日」「食べる速度が速い」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「3食以外間食_毎日」「食べる速度が速い」の標準化比がいずれの年代においても高い。(図表3-4-6-2)



◀健康づくり ▶社会環境・体制整備

地域特性・背景	
赤磐市の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率は33.9%で、国や県と比較すると、高い。(図表2-1-1-1) ・国保加入者数は8,554人で、65歳以上の被保険者の割合は53.9%となっている。(図表2-1-5-1)
健康維持増進のための社会環境・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり医療費は増加している。(図表3-3-1-1) ・重複処方該当者数は78人であり、多剤処方該当者数は23人である。(図表3-6-1-1・図表3-6-2-1) ・後発医薬品の使用割合は82.1%であり、県と比較して2.7ポイント高い。(図表3-6-3-1)
その他(がん)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物(「気管、気管支及び肺」「膵」「大腸」)は死因の上位にある。(図表3-1-1-1) ・5がんの検診平均受診率は国・県より高い。(図表3-6-4-1)

(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀重症化予防 保健事業により予防可能な重篤疾患を見ると、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全はいずれも死因の上位に位置している。虚血性心疾患については、男女ともにSMRが160を超えているものの、入院受診率は国と比べて同水準以下であるため、患者を適切な治療につなげられていない可能性が考えられる。脳血管疾患及び腎不全については、どちらもSMRは国と同水準もしくは低く、脳血管疾患の入院受診率・慢性腎臓病（透析あり・なし）の外来受診率はいずれも国と比べて高い水準であるため、これらの疾患は一定の患者が存在しつつも適切な治療につなげられていると考えられる。外来治療の状況と合わせて見ると、これらの重篤疾患の原因となる動脈硬化を促進する糖尿病・高血圧・脂質異常症、また慢性腎臓病（透析なし）の外来受診率はいずれもが国と比べて高い（1.15倍以上）。特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っているものの該当疾患に関する薬が処方されていないものが血糖では約4割、血圧では約6割、血中脂質では約8割存在している。腎機能についてはeGFRが受診勧奨判定値に該当しているものの血糖や血圧の薬が処方されていないものが約2割存在している。</p> <p>これらの事実から、赤磐市では基礎疾患を有病しているものの適切な治療につなげられていない人が依然として存在しているため、適切な治療につなげることで、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全といった重篤な疾患の発症を抑制できると考えられる。</p>	<p>重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要。</p>	<p>【長期指標】 虚血性心疾患の入院受診率 脳血管疾患の入院受診率 慢性腎臓病（透析あり）の外来受診率</p> <p>【中期指標】 特定健診受診者の内、 HbA1cが6.5%以上の人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上の人の割合 LDL-Cが140mg/dl以上の人の割合 eGFRが45 ml/分/1.73㎡未満の人の割合</p> <p>【短期指標】 特定健診受診者の内、 HbA1cが6.5%以上で服薬なしの人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上で服薬なしの人の割合 LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの人の割合 eGFRが45 ml/分/1.73㎡未満の人で 血糖・血圧などの服薬なしの人の割合</p>
<p>◀生活習慣病発症予防・保健指導 特定健診受診者の内、受診勧奨判定値を超えた人の割合・メタボ該当者の割合・メタボ予備群該当者の割合は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移している。一方で、特定保健指導の実施率がここ数年で高くなり、令和4年度では51.0%と県と比べても高い水準となっている。</p> <p>これらの事実・考察から、さらに保健指導実施率を高めることで、多くのメタボ該当者・予備群該当者に保健指導を実施することができれば、メタボ該当者・予備群該当者を減少させることができる可能性があると考えられる。</p>	<p>メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要。</p>	<p>【中期指標】 特定健診受診者の内、 メタボ該当者の割合 メタボ予備群該当者の割合</p> <p>【短期指標】 特定保健指導実施率</p>
<p>◀早期発見・特定健診 特定健診受診率は県と比べて低く、生活習慣病の治療を受けていない健康状態不明者が特定健診対象者の21.7%を占める。このことから、本来医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。</p>	<p>適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。</p>	<p>【短期指標】 特定健診受診率</p>

(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀介護予防・一体的実施 介護認定者における有病割合を見ると、心臓病・脳血管疾患といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢者の方が多い。また、医療費の観点では、虚血性心疾患・脳血管疾患・慢性腎臓病（透析あり）の医療費が総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が多い。</p> <p>これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。</p>	<p>将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。</p>	<p>※重症化予防に記載の指標と共通</p>
<p>◀社会環境・体制整備 後発医薬品の使用割合は県より高いものの、重複服薬者が12人、多剤服薬者が97人存在し、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべき人が一定数存在する可能性がある。</p>	<p>重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。</p>	<p>【短期指標】 重複服薬者の人数 多剤服薬者の人数 後発医薬品の使用割合</p>

←その他（がん）
 悪性新生物は死因の上位にある。
 5がん検診の平均受診率は16.6%であり、国よりも高いが、個別にみると胃がんと大腸がんは国と比べて低いため、さらにはがん検診の受診率を向上し、早期発見・早期治療につなげることで、死亡者数・死亡率を抑制できると考えられる。

がん検診の受診率を向上させることが必要。

【短期指標】
 5がん検診の受診率

第4章 データヘルス計画の目的・目標

第3期データヘルス計画の目的、並びにそれを達成するための短期目標及び中長期目標を整理した。

6年後に目指したい姿～健康課題を解決することで達成したい姿～

健康寿命の延伸、医療費の適正化

共通指標	長期指標	開始時	目標値	目標値基準
	虚血性心疾患の入院受診率	4.4	3.0	国
	脳血管疾患の入院受診率	13.1	10.2	国
	慢性腎臓病の外来受診率	38.4	30.3	国
共通指標	中期指標	開始時	目標値	目標値基準
●	特定健診受診者のうち、メタボ該当者の減少率	20.4%	17%	県
	HbA1cが6.5%以上の人の割合	6.8%	減少	県
共通指標	短期指標	開始時	目標値	目標値基準
●	特定健診受診率	30.8%	60%	国、県
●	特定保健指導実施率	51.0%	60%	国
	重複服薬者の人数	78人	減少	県
	多剤服薬者の人数	23人	減少	県
	後発医薬品の使用割合	82.3%	85%	市

第5章 保健事業の内容

1 保健事業の整理

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 重症化予防（がん以外）

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標	
長期	A	人工透析導入患者数の抑制	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	教室参加者 目標：50人 結果：9人 (令和4年度時点)	糖尿病性腎症重症化予防事業	年1回糖尿病予防教室を開催する。教室実施後には参加者を訪問し、生活状況の聴き取り等のフォローアップを行なう。
A	透析導入患者数 目標：10人 結果：5人 (令和4年度時点)	生活習慣病重症化予防事業	特定健康診査結果をもとに対象者を抽出し、年1回運動教室を実施する。
C	未治療者の医療機関受診率 目標：30% 結果：12.6% (令和4年度時点)	要治療者の受療率向上事業	特定健診結果をもとに要治療者への勧奨通知を送付し、早期治療の呼びかけを行なうとともに、治療中断者へ重症化予防に関する通知を行なう。

第3期計画における重症化予防に関連する健康課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要。 ・ 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。
第3期計画における重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診者の内、HbA1cが6.5%以上で服薬なしの人の割合の減少 ・ 血圧がI度高血圧以上で服薬なしの人の割合の減少 ・ LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの人の割合の減少 ・ eGFRが45 ml/分/1.73m²未満の人で血糖・血圧などの服薬なしの人の割合の減少

第3期計画における重症化予防に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期データヘルス計画期間で実施していた事業では教室参加者の増加を目標に実施した。第3期データヘルス計画では人工透析導入患者数の抑制を目標とし、受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進していく。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要。 ・ 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。 	継続	糖尿病性腎症重症化予防事業	年1回糖尿病予防教室を開催する。教室実施後には参加者を訪問し、生活状況の聴き取り等のフォローアップを行なう。
	継続	生活習慣病重症化予防事業	特定健診結果をもとに対象者を抽出し、年1回運動教室を実施する。
	継続	要治療者の受療率向上事業	特定健診結果をもとに要治療者への勧奨通知を送付し、早期治療の呼びかけを行なうとともに、治療中断者へ重症化予防に関する通知を行なう。

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

実施計画							
事業概要	<p>【目的】脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全等の重篤な疾患の発生を抑制するため、糖尿病が重症化するリスクの高い人が、医療機関受診につながっていないと思われる国保被保険者に対して、腎不全や人工透析への移行を防止することを含め重症化予防を図る。</p> <p>【事業内容】特定健診結果をもとに、糖尿病予防および重症化予防が必要と判断された対象者を抽出し、糖尿病教室参加の呼びかけを行なうとともに、教室実施後には参加者を訪問し、生活状況の聴き取り等のフォローアップを行なう。また、健診結果により糖尿病が重症化するリスクが高い人を対象に通知・電話・訪問にて医療機関への受診勧奨を行なう。</p>						
対象者	国民健康保険加入者で特定健診受診者のうち、基準値を超えている者						
ストラクチャー	実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：年1回の糖尿病予防教室の開催と、教室実施後に参加者の生活状況の聴き取り等のフォローアップ 対象者：国民健康保険加入者で特定健診受診者のうち、HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl（随時血糖200mg/dl）以上の者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・説明の実施：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】受診勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】受診勧奨対象者の医療機関受診率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	38.6%	39%	39.2%	39.4%	39.6%	39.8%	40%
評価時期	年度末ごと						

② 生活習慣病重症化予防事業

実施計画																						
事業概要	<p>【目的】生活習慣病についての正しい理解と望ましい生活習慣について知識を深め、自ら食生活や運動習慣を見直し維持できるよう支援を行なう。また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群該当者を抽出し、生活習慣病の発症や重症化予防を図る。</p> <p>【事業内容】健康づくりに関する情報をいつでも手に入れることができるよう、愛育委員・栄養委員と協力し、広報・健康教室・講演会などさまざまな方法で、年間を通じて実施する。</p>																					
対象者	国民健康保険加入者、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者																					
ストラクチャー	実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会																					
プロセス	実施方法：通知による事業参加勧奨 対象者：国民健康保険加入者、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者																					
評価指標・目標値																						
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・説明の実施：100%																					
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上																					
事業アウトプット	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【項目名】事業参加人数</th> </tr> <tr> <th>開始時</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8人</td> <td>100人</td> <td>100人</td> <td>100人</td> <td>100人</td> <td>100人</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table>	【項目名】事業参加人数							開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	8人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
【項目名】事業参加人数																						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																
8人	100人	100人	100人	100人	100人	100人																
事業アウトカム	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【項目名】メタボリックシンドローム該当者</th> </tr> <tr> <th>開始時</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.4%</td> <td>20.2%</td> <td>20.0%</td> <td>19.8%</td> <td>19.6%</td> <td>19.4%</td> <td>19.2%</td> </tr> </tbody> </table>	【項目名】メタボリックシンドローム該当者							開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	20.4%	20.2%	20.0%	19.8%	19.6%	19.4%	19.2%
【項目名】メタボリックシンドローム該当者																						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																
20.4%	20.2%	20.0%	19.8%	19.6%	19.4%	19.2%																
評価時期	年度末ごと																					

③ 要治療者の受療率向上事業

実施計画							
事業概要	<p>【目的】脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全等の重篤な疾患の発生を抑制するため、その原因となる生活習慣病を有しながら医療機関受診につながっていないと思われる国保被保険者に対して、適切な医療機関の受診を促進する。</p> <p>【事業内容】特定健診結果をもとに要治療者へ受療勧奨通知を送付し、早期治療の呼びかけを行なう。また、特定健診異常値放置者や生活習慣病治療中断者へ、生活習慣病重症化予防等に関する文書を送付する。</p>						
対象者	<p>国民健康保険加入者で特定健診受診者のうち、受診勧奨判定値を超えている未治療者（以下詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖が126mg/dl以上 ・ 収縮期血圧が140mmHg以上または拡張期血圧が90mmHg以上 ・ 中性脂肪が300mg/dl以上、LDL-Cが140mg/dl以上 ・ eGFRが45 ml/分/1.73㎡未満 <p>※対象疾患や基準値は関係機関と連携の上、適宜見直す。</p>						
ストラクチャー	<p>実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会</p>						
プロセス	<p>実施方法：通知・電話による早期治療の呼びかけ 対象者：国民健康保険加入者で特定健診受診者のうち、受診勧奨判定値を超えている未治療者</p>						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	<p>事業運営のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・説明の実施：100%</p>						
プロセス	<p>事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上</p>						
事業アウトプット	【項目名】 受診勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】 未治療者の医療機関受診率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	12.6%	13%	17%	21%	25%	29%	33%
評価時期	年度末ごと						

(2) 生活習慣病発症予防・保健指導

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	生活習慣病発症予防・保健指導に関するデータヘルス計画の目標	
短期	B	特定保健指導利用率の向上	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	特定保健指導実施率 目標：60% 結果：51.0% (令和4年度時点)	特定保健指導利用率向上事業	特定健康診査の結果から対象者を抽出し、特定保健指導の案内を送付し、利用を呼びかける。



第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関連する健康課題
メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要。
第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関するデータヘルス計画の目標
特定保健指導利用率の向上



第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期データヘルス計画期間で実施していた事業では特定保健指導実施率の向上を目標に実施し、実施率の向上はみられたものの目標は達成していない。第3期データヘルス計画では引き続き特定保健指導実施率の向上を目標とする。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要。	継続	特定保健指導実施率向上事業	特定健康診査（集団健診）の結果から対象者を抽出し、特定保健指導の案内通知を送付する等、利用を呼びかける。

① 特定保健指導利用率向上事業

実施計画							
事業概要	<p>【目的】 特定保健指導対象者を適切に特定保健指導へ誘導し、メタボ該当者および予備群該当者の減少を図る。</p> <p>【事業内容】 集団健診受診者のうち、該当者には健診当日の初回面接を実施する。その後、健診結果とともに特定保健指導の案内を送付。特定保健指導の実施後は、3か月もしくは6か月指導後に電話や手紙、面接等で生活改善の支援や取組の評価等を行なう。</p>						
対象者	集団健診受診者のうち、メタボ該当者および予備群該当者						
ストラクチャー	実施体制：健康増進課、市民課 関係機関：赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：健診当日の初回面接および電話や通知、面接等による生活改善の支援 対象者：集団健診受診者のうち、メタボ該当者および予備群該当者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】 利用勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】 特定保健指導利用率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	51.0%	52%	54%	56%	58%	59%	60%
評価時期	年度末ごと						

(3) 早期発見・特定健診

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	早期発見・特定健診に関するデータヘルス計画の目標	
短期	B	特定健診受診率の向上	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	特定健診受診率 目標：42% 結果：30.8% (令和4年度時点)	特定健康診査受診率向上事業	通知等の送付による受診勧奨や電話勧奨、広報紙等による周知



第3期計画における早期発見・特定健診に関連する健康課題
適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。
第3期計画における早期発見・特定健診に関連するデータヘルス計画の目標
特定健康診査受診率の向上



第3期計画における早期発見・特定健診に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期データヘルス計画期間で実施していた事業では特定健診受診率の向上を目標に実施し受診率の向上はみられたものの目標は達成していない。第3期データヘルス計画では引き続き特定健診受診率の向上を目標とする。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。	継続	特定健康診査受診率向上事業	通知等による受診勧奨、広報紙やweb等による啓発、情報提供事業の周知等

① 特定健康診査受診率向上事業

実施計画							
事業概要	<p>【目的】 特定保健指導や重症化予防事業に適切につないでいくため、特定健診の受診率を向上させる。</p> <p>【事業内容】 特定健康診査の対象者となる被保険者全員に対して通知等による受診勧奨を行なう。また、広報紙やweb等による啓発、日程や受診方法等の周知を実施する。勧奨効果を高めるため、同一年度内に未受診者に対して複数回の受診勧奨を実施するほか、情報提供事業の周知等の取組も行なう。</p>						
対象者	40歳～74歳までの国民健康保険被保険者、受診勧奨実施時点で特定健診未受診者						
ストラクチャー	実施体制：市民課、健康増進課 関係機関：岡山県、赤磐医師会、岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：通知等による受診勧奨、広報紙やweb等による周知 対象者：40歳～74歳までの国民健康保険被保険者のうち特定健診未受診者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】 受診勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】 特定健診受診率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	30.8%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
評価時期	年度末ごと						

(4) 社会環境・体制整備

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	社会環境・体制整備に関連するデータヘルス計画の目標	
短期	B	服薬の適正化、医療費の適正化	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	-	お薬手帳利用促進事業	同一月に2以上の医療機関により、同一薬剤投与を受けている者を抽出し、訪問による啓発を行なう。
A	後発医薬品の数量シェア 目標：80% 結果：82.3%	後発医薬品利用促進事業	後発医薬品に切り替え可能な対象者を抽出し、差額通知を送付

第3期計画における社会環境・体制整備に関連する健康課題
重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。
第3期計画における社会環境・体制整備に関連するデータヘルス計画の目標
重複・多剤服薬者に対して通知による勧奨を行ない、服薬の適正化を図る。

第3期計画における社会環境・体制整備に関連する保健事業			
保健事業の方向性			
第3期データヘルス計画では新たに重複・多剤服薬者への勧奨を行なうことで、引き続き服薬の適正化・医療費の適正化を目標とし、事業を実施する			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。	新規	重複服薬者勧奨事業	重複服薬者を抽出し、勧奨通知を送付
	新規	多剤服薬者勧奨事業	多剤服薬者を抽出し、勧奨通知を送付
	継続	後発医薬品利用促進事業	後発医薬品に切り替え可能な対象者を抽出し、差額通知を送付

① 重複服薬者勧奨事業

実施計画							
事業概要	重複服薬者を抽出し、勧奨通知を送付						
対象者	KDBシステムから抽出された、同一月に2以上の医療機関により、同一薬剤投与を受けている者						
ストラクチャー	実施体制：市民課、健康増進課 関係機関：岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：年1回、勧奨通知を発送 対象者：KDBシステムから抽出された、同一月に2以上の医療機関により、同一薬剤投与を受けている者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】通知勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】重複投薬者の人数						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	70人	減少	減少	減少	減少	減少	減少
評価時期	年度末ごと						

② 多剤服薬者勧奨事業

実施計画							
事業概要	多剤服薬者を抽出し、勧奨通知を送付						
対象者	KDBシステムから抽出された、同種同効や相互作用禁忌・注意の薬剤ではないが、1日以上15種類以上の薬剤投与を受けている者						
ストラクチャー	実施体制：市民課、健康増進課 関係機関：岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：年1回、勧奨通知を発送 対象者：KDBシステムから抽出された、同種同効や相互作用禁忌・注意の薬剤ではないが、1日以上15種類以上の薬剤投与を受けている者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】通知勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】多剤投薬者の人数						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	23人	減少	減少	減少	減少	減少	減少
評価時期	年度末ごと						

③ 後発医薬品利用促進事業

実施計画							
事業概要	後発医薬品に切り替え可能な対象者を抽出し、差額通知を送付。						
対象者	後発医薬品への切り替えにより1円以上の効果がある者						
ストラクチャー	実施体制：市民課 関係機関：岡山県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：年3回、後発医薬品差額通知書の発送 対象者：後発医薬品への切り替えにより1円以上の効果がある者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会議の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】通知勧奨実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【項目名】後発医薬品普及率（数量ベース）						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	82.3%	82.5%	83%	83.5%	84%	84.5%	85%
評価時期	年度末ごと						

(5) その他保健事業

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
-	-	栄養改善に関する事業	対象者：国保被保険者を含む住民 方法：広報紙や市内運動施設、観光施設、産直市等への食育レシピの掲載、栄養士・栄養委員らによる啓発
-	-	がん検診	対象者：国保被保険者を含む住民 方法：集団・個別検診において大腸がん・肺がん・結核・胃がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査を実施

第3期計画における関連する健康課題
生活習慣病の発症・進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣の改善が必要。がん検診の受診率を向上させることが必要。
第3期計画における関連するデータヘルス計画の目標
食習慣の改善 がん検診等の受診率の向上

第3期計画における関連する保健事業			
保健事業の方向性			
栄養改善に関する事業は国保被保険者のみを対象としている訳ではないため市として継続はするものの、本計画での掲載はしないこととする。			
がん検診は国保被保険者のみを対象としている訳ではないため市として継続はするものの、本計画での掲載はしないこととする。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
生活習慣病の発症・進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣の改善が必要。	継続	栄養改善に関する事業	対象者：国保被保険者を含む住民 方法：広報紙や市内運動施設、観光施設、産直市等への食育レシピの掲載、栄養士・栄養委員らによる啓発
がん検診の受診率を向上させることが必要。	継続	がん検診	対象者：国保被保険者を含む住民 方法：集団・個別検診において大腸がん・肺がん・結核・胃がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査を実施

第6章 計画の評価・見直し

第5章1(5)から第9章はデータヘルス計画策定の手引きに従った運用とする。以下、手引きより抜粋する。

1 評価の時期

(1) 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

(2) データヘルス計画の評価・見直し

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

2 評価方法・体制

計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。評価に当たっては、市町村国保における保健事業の評価を広域連合と連携して行うなど、必要に応じ他の保険者等との連携・協力体制を整備する。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとするのが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされている。具体的には、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、都道府県、国保連、保健医療関係者経由で医療機関等に周知し、配布する。また、これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた概要版を策定し併せて公表する。

第8章 個人情報の取扱い

計画の策定に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたり、特にKDBシステムを活用する場合等には、健診結果やレセプトデータ情報を突合し加工した統計情報と、個別の個人情報とが存在する。

特に、健診データやレセプトに関する個人情報は、一般的には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に定める要配慮個人情報に該当するため、慎重に取扱う。赤磐市では、個人情報の保護に関する各種法令とガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

市町村国保では、介護保険サービスを利用する被保険者が相対的に多いという特性があることから、本計画では、国保及び後期高齢者の課題について一体的実施の観点を踏まえながら分析を行い、対象者に対する保健事業の実施や計画の評価を行う。また、関係機関と連携を実施しながら、被保険者を支えるための地域づくりや人材育成を推進する。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

赤磐市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、赤磐市の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

赤磐市においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・ 血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・ 喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・ 特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・ 実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・ プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・ モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・ 初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・ 特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・ 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・ 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離して目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
					10万人以上	5千人以上 10万人未満	5千人未満
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

(2) 国の示す目標

第4期計画においては図表10-2-2-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表10-2-2-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国（令和11年度）	市町村国保（令和11年度）
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(3) 赤磐市の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表10-2-3-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を60.0%、特定保健指導実施率を60.0%まで引き上げるように設定する。

図表10-2-3-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
特定保健指導実施率	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	59.0%	60.0%

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、赤磐市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、10月から11月にかけて実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、6月から12月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表10-3-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表10-3-1-1：特定健診の健診項目

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状）・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）・血圧・血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール））・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））・血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖）・尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

集団の特定健診受診者については、結果通知表を郵送する。精密検査が必要な人へは訪問する。

個別の特定健診受診者については、実施医療機関が対象者に結果通知表を郵送する。

⑥ 事業者健診等の健診データ収集方法

赤磐市国民健康保険被保険者が「労働安全衛生法」に基づく健康診断や人間ドックを受診した場合は、本人から健診結果データを提供してもらい、特定健診受診率に反映する。

また、定期的に医療機関で検査をしている者などが、特定健診と同等の検査項目を検査済の場合、本人同意のもと、医療機関からデータ提供を受け、特定健診受診率に反映する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象年齢	
	(血糖・血圧・脂質)		40-64歳	65歳-
男性≧85cm 女性≧90cm	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり	積極的支援	
		なし	動機付け支援	
上記以外で BMI ≧25kg/m ²	3つ該当	/	積極的支援	
	2つ該当	あり	積極的支援	
		なし	動機付け支援	
	1つ該当	/	動機付け支援	

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	空腹時中性脂肪150mg/dL以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪175mg/dL以上）、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。

③ 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、原則年1回の初回面接後、3か月間、定期的に電話や訪問で継続支援を実施する。初回面接から3か月後に中間評価を実施し、6か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。中間評価時に、体重2kg及び腹囲2cm減少を達成した対象者については、その時点で支援を終了する。

動機付け支援は、原則年1回の初回面接後、3か月間後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を行う。

④ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

また、特定保健指導実施機関が少ない地域や一部の対象者については、直営で指導を実施する。

4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組

(1) 特定健診

取組項目	取組内容	取組概要
受診勧奨	架電/SMS/LINEによる受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 全対象者への受診券及び受診案内の送付 未受診者への受診勧奨通知の送付 SMSによる受診勧奨 広報紙への掲載
利便性の向上	休日健診の実施/自己負担額の軽減/がん検診との同時受診	<ul style="list-style-type: none"> ひろい健診の実施 自己負担額の軽減 特定健診とがん検診の同日実施
関係機関との連携	薬局/職域/かかりつけ医と連携した受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 職域と連携した受診勧奨
健診データ収集	特定健診以外の検査データの活用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者健診等を受診した者への健診結果提出依頼

(2) 特定保健指導

取組項目	取組内容	取組概要
利用勧奨	架電による利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 対象者への利用勧奨通知の送付 電話や訪問による利用勧奨
利便性の向上	休日の保健指導の実施/遠隔面接の実施	<ul style="list-style-type: none"> 集団健診受診者に対する健診日当日の面談実施
内容・質の向上	研修会の実施/効果的な期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導従事者のスキル向上のための研修会参加
早期介入	健診会場での初回面接の実施	<ul style="list-style-type: none"> 集団健診受診者に対する健診日当日の面談実施
新たな保健指導方法の検討	先行研究結果が出ているICTツールの導入	<ul style="list-style-type: none"> ICTを用いて保健指導の実施

5 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、赤磐市のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、赤磐市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を3年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の3要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った1人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の3つの要素に分解でき、これを医療費の3要素という。 受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと、食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品 （ジェネリック医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。

行	No.	用語	解説
	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能が落ち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	22	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するとき使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、体重（kg）/身長（m ² ）で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
	37	標準化死亡比（SMR）	基準死亡率（人口10万対の死者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	ハその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA（HbA）にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したものを。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。

行	No.	用語	解説
	43	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。